

令和元年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年9月3日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 一般質問
日程第 5 議案第12号 平成30年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について（説明のみ）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	瀧口 義雄 君	2番	北村 昭彦 君
3番	堀川 賢治 君	4番	大地 達夫 君
6番	貝塚 嘉軼 君	7番	伊藤 博明 君
8番	土井 茂夫 君	10番	石井 芳清 君
11番	高橋 金幹 君	12番	滝口 一浩 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	石田 義廣 君	総務課長	大竹 伸弘 君
教育 長	齊藤 弥四郎 君	産業観光課長	殿岡 豊 君
企画財政課長	田邊 義博 君	建設環境課長	埋田 禎久 君
教育課長	金井 亜紀子 君	保健福祉課長	渡辺 晴久 君
税務住民課長	齋藤 浩 君	代表監査委員	綱島 勝 君

会 計 室 長 岩 瀬 晴 美 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 野 信 次 君 主 任 主 事 鶴 岡 弓 子 君

◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和元年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島勝代表監査委員に出席いただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時32分）

◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。6番、貝塚嘉軼君、7番、伊藤博明君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から2日間とし、本日は、議長からの諸般の報告を行い、石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明及び諸般の報告を受けた後、4名の一般質問、報告第1号、報告第2号を行い、議案第1号から議案第7

号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、議案第12号の議案説明及び監査報告まで行い、散会いたします。

4日は、議案第8号から議案第11号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、議案第12号の質疑の後、採決を行い、発議第1号、発議第2号の説明、質疑の後採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日とあした4日の2日間とすることに決しました。

◎諸般の報告について

○議長(大地達夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですのでご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められております。これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、令和元年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会の議案の概要説明の前に、今夏の施設ごとの入り込み状況についてご報告をいたします。

まず、海水浴客数でございますが、浜、中央、岩和田、各海水浴場の合計で4万6,000人を超える入り込みがございました。昨年度に比べまして3割程度の減少となりました。

次に、ウォーターパークでございますが、関係者、関係機関のご協力もあり、施設の利用者は2万2,500人と、昨年度に比べまして7%程度増加し、好調な入り込みとなりました。

町全体の駐車場台数でございますが、7月、8月の合計で6,800台となりまして、前年度に比べ約1,000台の減少となりました。

議員の皆様を初め関係者の皆様のご理解とご協力のもと、大きな事故もなく、夏季施設等の

運営をできましたことを、重ねて御礼を申し上げます。

次に、定例会に提案いたします案件は、報告2件、条例改正等3件、補正予算案4件、決算の認定5会計の計12議案についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会でご提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度健全化判断比率につきましては、平成30年度決算に基づく健全化判断比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議会に報告するものです。

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成30年度資金不足比率については、平成30年度の水道事業会計にかかわる資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、本議会に報告するものでございます。

議案第1号 御宿町印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴いまして、氏に変更があった者の旧氏の住民票への記載が可能になったことから、印鑑登録についても旧氏の記載をするため本条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号 御宿町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定については、国の模範漁港管理規程例の一部改正に伴う漁港施設の占用期間の延長及び、漁港漁場整備法の規定に基づき、町が管理する漁港区域内の海岸等における土砂採取にかかわる料金を、本年10月に予定されている消費税率の改正等に合わせて改正するものでございます。

議案第3号 御宿町給水条例の一部を改正する条例の制定については、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新にかかわる手数料を定めるため、御宿町給水条例の一部を改正するものでございます。

議案第4号 令和元年度御宿町水道事業会計補正予算案（第2号）について、今回お願いいたします補正予算は、令和元年度御宿町水道事業会計第3条予算、収益的支出に731万5,000円を追加し、収益的支出の総額を3億5,324万3,000円にするものでございます。主な内容につきましては、浄水場において実施するアスベストの撤去費を追加するものであります。

議案第5号 令和元年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）につきましては、今回提案いたします補正予算案は、歳入歳出それぞれ307万9,000円を減額し、補正後の予算総額を11億3,383万5,000円とするものです。内容につきましては、国保会計職員の異動によりまして給与等について補正をするものでございます。なお、本補正予算につきましては、去る8

月21日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第6号 令和元年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第1号）につきまして、今回提案いたします補正予算案は、歳入歳出ともに3,223万3,000円を追加し、補正後の予算総額を11億4,504万2,000円とするものであります。主な内容につきましては、平成30年度の介護給付費等の実績に基づく国・県支払基金への返還金並びに一般会計への繰出金について補正を行うほか、職員人件費の調整を行うものであります。

議案第7号 令和元年度御宿町一般会計補正予算案（第3号）につきまして、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに2,275万2,000円を追加し、補正後の予算総額を37億2,160万2,000円とするものであります。本補正予算は幼児教育の無償化を円滑に行うための事務経費や無償化に伴う財源の更正、本年4月の人事異動に伴う人件費の科目間調整のほか、清掃センターの施設改修時におけるごみ処理委託や旧御宿高校入り口の法面崩落防止工事など公共施設の適正な管理に努めるものであります。また、地方創生関連事業や町営岩和田団地廃止事業など緊急かつ必要性の高い事業に対して予算を配分いたしました。なお、財源につきましては、国庫支出金や県支出金のほか、基金を活用し、なおも不足する財源につきましては、純繰越金を追加して対応いたします。

議案第8号 平成30年度御宿町水道事業会計決算の認定についてでございますが、平成30年度の決算につきましては、町監査委員の審査に付してその意見をいただきましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、本議会の認定をお願いするものであります。

議案第9号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、本決算につきましては、地方自治法第233条2項の規定に基づき、去る7月11日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。本決算の規模は、歳入総額12億9,022万9,822円、歳出総額11億7,215万346円であり、実質収支額は1億1,807万9,476円となりました。平成30年度は国民健康保険会計の広域化の初年度であり、会計運営の安定化が図られたところでありますが、引き続き国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度の健全な運営に努めてまいりたいと考えております。なお、本決算につきましては、去る8月21日に開催されました国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第10号 平成30年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る7月11日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。本決算の規模は歳入総額1億4,727万3,636円、歳出総額1億4,705万6,636円であり、実質収支額は

21万7,000円となりました。

議案第11号 平成30年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る7月11日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。本決算の規模といたしましては、歳入総額11億1,332万5,689円、歳出総額10億2,839万5,952円であり、実質収支額は8,492万9,737円となりました。平成30年度は第7期介護保険事業計画の初年度であり、介護サービスの利用料は計画の見込み数に比べ低い数値で推移した決算となりました。

議案第12号 平成30年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について、本決算は地方自治法第233条第2項の規定により、平成30年7月11日及び12日に監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。本決算の規模は、歳入総額40億3,177万2,540円、歳出総額38億4,265万8,299円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億8,911万4,241円となり、この額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支額は1億7,401万3,801円の黒字決算となりました。

執行に当たっては、第4次御宿町総合計画の住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色ある町づくりへの実現に向けてアクションプランの着実な実行に努めました。具体的な取り組みといたしましては、老朽化の進む町清掃センターの大規模改修事業や、より強固な防災体制整備として、防災行政無線のデジタル化整備事業のほか、人口減少・少子高齢化対策として、地方創生推進交付金を活用した事業の実施や、高校生通学定期券購入費補助制度の新設、出産育児祝金の制度改正を行うなど、限られた財源をバランスよく配分し、効率的な執行に努めました。今後も社会保障関係経費の増加や老朽化が進む公共施設等への対応など、厳しい状況が続くことが見込まれます。そのため、引き続き事務事業の見直し、自主財源の確保、基金の積み立て確保などの取り組みを進めまして、計画的な財政運営と安定した財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に諸般の報告をいたします。

6月1日に布施小学校運動会に出席し、3日には夷隅土木事務所の皆さんが事務事業の説明のためご来庁いただきました。6日に夷隅警察友の会通常総会、夷隅三師会総会、7日には夷隅地区安全運転管理者協議会通常総会に出席いたしました。8日には御宿小学校運動会、9日には夷隅支部消防操法大会出場分団の激励会、10日には御宿町航空防除事業協議会に出席いたしました。13日にチャリティーゴルフにおいて挨拶をいたし、14日には区長会に出席いたしました。

15日をもって、町長の職を退職させていただきました。町長選挙により、再任後は7月11日、12日に決算審査、13日には海開き、プール開き、海岸クリーンキャンペーン、そして一宮町で開催されました東京オリンピック記念イベントに出席いたしました。7日には自衛隊募集員委嘱式、17日にはいすみ市を会場に夷隅地区水防訓練に参加、22日に南房総広域水道事業団運営協議会及び定例会に出席し、23日には御宿町生涯活躍のまち推進協議会、24日にはいすみ鉄道対策協議会総会に出席いたしました。

また、24日には海と山の子交流会歓迎式で野沢温泉村中学生をお迎えし、25日に自由民主党移動政調会、26日にはおんじゅく花火大会実行委員会に出席しました。海と山の子交流会お別れ式に出席し、また、役場庁舎で千葉県反核平和の火リレーをお迎えし、29日には、例月出納検査に出席いたしました。

8月1日にJAいすみより防犯ブザーの寄贈をいただきまして、2日には夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者・副管理者会議に、6日には飲んだら泳がないキャンペーンに、9日には区長会議に出席し、17日、18日両日、ビーチバレームーンカップ御宿に出席しました。19日に知事と市町村長の意見交換会に、同日、いすみ鉄道臨時株主総会に出席いたしました。20日には千葉県防災・危機管理トップセミナーに出席いたしました。21日には国民健康保険運営協議会、22日に例月出納検査、23日には勝浦いすみ青年会議所臨時総会に出席しました。30日には夷隅郡市広域市町村圏事務組合定例会に出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

ご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、充分なるご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（大地達夫君） 暑い方は上着を脱いで結構です。

日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっています。ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基

づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許可します。

◇ 貝塚嘉軼君

○議長（大地達夫君） 通告順により、6番、貝塚嘉軼君、登壇の上、ご質問願います。

（6番 貝塚嘉軼君 登壇）

○6番（貝塚嘉軼君） ただいま議長からお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私たち議員は、この議会をもって任期満了ということになっております。そこで最後に、先の選挙でいろいろ町長は公約をされておりました。よって、町長の政治姿勢についてということで、その中で3つほどお聞きしたいなというふうに思っております。

その1つは、やはり町づくりについて公約をされておりました。見ますと、法定ビラに書かれていることは、町総合計画、あるいは後期基本計画に定められた項目の羅列ではないかと。新たな取り組みは書かれていない。その中で最も疑問に思ったことをお聞きしたいと思います。

まず御宿版CCRC事業、生涯活躍のまち事業として、令和元年度事業の現在の進捗状況を教えていただきたい。というのは、昨年度は、副町長が中心となって事業を進めたが、進捗率が約半分であったように思います。本年度は町長が中心となって進めると説明されているが、現在どれくらいの進捗状況かをお聞きしたいと思います。まずこれ1点、ご答弁をお願いします。

○議長（大地達夫君） 田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 今年度の生涯活躍のまち事業、進捗状況についてということでございますが、昨年度に着手いたしました御宿版CCRC事業は2年目を迎えて、計画に盛られた事業を進めているところでございます。

生活支援支え合いと多世代交流の仕組みづくりでは、三育学院大学のご協力のもと、昨年から実施している実谷地区での「寄茶場」を引き続き行うとともに、新たな交流サロンを開設する予定です。

地域の方々が気軽に集い、交流や親睦を深めることを主眼としていますが、運営に携わる関係者の中から、今後の地域再生を担えるリーダー的な人材があらわれることを期待しております。

地域資源を活かした販わいの創出では、新たな特産品とすべく、オリーブの苗を昨年度住民

へ販売いたしました。結実には三、四年かかるようでございますので、今年度は、葉を利用した加工品づくりを進めてまいります。先進地事例などを参考に関係者向けの講演、講習会や試作品づくりを行います。

人材育成と移住促進では、先ほど申し上げました交流サロンを運営する中でのリーダー的人材の育成のほか、教育環境の地域間格差を縮減し、子どもの学力向上を図るため、昨年引き続き、首都圏で塾・予備校など教育事業を展開しております市進による学習指導を行います。対象は、小学校4年生は英語、小学校5年生は算数の基礎学力向上支援、高校受験を控える中学3年生には数学と英語の個々のレベルに合わせたグループ指導を行います。

地域包括ケアシステムの構築では、要介護状態になっても住みなれた地域で安心して住み続けられるように、ケアサービスの充実を目指すものです。昨年引き続き事業誘致に向けたセミナーなどを行う予定です。

移住定住や雇用に関するニーズ調査と情報発信では、移住定住ツアーの実施のほか、改修作業中のお試し居住用住宅の供用を始めたいと思っております。

また、当初予定しておりましたポータルサイトの構築は、実施に至りませんでしたので、今年度は移住促進イベントなどに使用するパンフレットを作成し、紙媒体による情報発信を行う予定です。

事業は以上ですが、進捗状況といたしましては、市進による学習指導、こちらは着手をしておりますが、あとの事業はただいま準備をしている状態で、準備が整い次第、具体事業を展開してまいりますのでございます。

○6番（貝塚嘉軼君） 今お聞きしまして、私もこの事業の委員として携わっておりますけれども、昨年、副町長は一生懸命に事業を進めていこうという姿勢でございました。そういう中で、どんな事情があったか知りませんが、今年度は副町長がいないという中で、町長が陣頭指揮をとるということで、今この計画の進捗状況についてお聞きしたんですけれども、町長にお聞きします。町長は、この事業については非常に力を入れておまして、御宿の活性化のためにこの事業はなくてはならないようなお話をしておりました。

よって、今年から陣頭指揮をとるということでありますので、今、課長からご説明がありましたけれども、私の考えるところでは、今の状況で進んでいくには大変な労力が必要となるだろうというふうに思っております。また、予定した計画事業が100%実施できないと。よって、また国のほうに助成金の返還等がなされるような、そういうような状況じゃないかなというふうに心配しております。

それについて、町長、実際に1年間これから指揮をとって行くわけですが、今説明された内容、それらについてどの程度町長は認識されて、自分の指揮でこれを達成していくという覚悟を教えてください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ただいま田邊企画財政課長から説明がありましたが、この事業につきまして、今、説明ありましたように、5つの柱から成っていると認識しております。そういう中で、1番目に申し上げました生活支援支え合いと多世代交流の仕組みづくり、これにつきましては、ほぼ順調に、私は、関係者の皆様方のご協力をいただきながら、進めておるところでございます。

2番目の地域資源を活かした賑わいの創出事業でございますが、オリーブに関して今対応しておりますが、今準備をいろいろしております、この事業は、やはりこのCCRC事業についてこのように予算をいただいておりますので、これは、これを基盤にして、これからいろんな、とりわけ農業関係の基盤をしていきたい。内容的にも施設の拡充とかいろいろありますので、ぜひこれは強力に進めてまいりたいと思っております。

3番目の人材の育成と教育の推進ということでございますが、これにつきましても、今ご説明ありましたように、ほぼ順調に進んでいると考えております。

4つ目の地域包括ケアシステムの構築でございますが、これがやはり、いつも申し上げさせていただいておりますが、非常に高齢化が進んでおります。そういう中で住民の皆様方も、この医療福祉介護のシステム、地域包括システムをしっかりと進めていかなければいけないと考えております。この計画の内容としまして、具体策として医療機関や福祉、介護、事業者と連携して御宿町をついの住みかとするための継続的ケアを受けることができる体制を整備し、医療介護の支援や助け合いの仕組み等が地域住民や施設入居者等への十分に提供される地域包括システムの構築を目指していくとしています。

福祉医療介護にかかわる地域包括システムの構築は、真に町民の皆様の切望している内容と思いますので、十分に認識して政策を進めていきたい。居宅介護、在宅医療、訪問看護、非常にいろいろとハードルがございますが、関係者の皆様にご協力、ご指導いただきながら、この辺はしっかりと進めていかなければいけないと考えております。

移住定住政策についてもいろいろ今準備をしておりますが、今後、進めていきます。よろしくをお願いします。

○6番（貝塚嘉軼君） 3回目になりますから、あれしますけれども、今町長が読み上げたこ

とは、もう既に昨年から、その前の年からもこういう計画ですということでおっしゃられて、全くそのとおりで、その事業を実施することによって御宿町がよくなるんだと、移住定住も、黙っていても、この事業が着実に実行されて、町が活性化されていけば自然と人が集まるというような、私なんかは考えております。

ですから、計画倒れにならないように、ぜひ今年度計画された事業については何が何でも実施していくんだということをお願いして、私の最初の質問は終わらせてもらいます。

続いて、町長の先の選挙において、コメントについて、二、三、お聞きしたいなというふうに思います。

10年前に石田町長が就任されたときの公約に、全町公園化構想というような公約をされておりました。その後、町長になられて質問したところ、公園のように町全体を整備、清掃管理していくと、それが全町公園化構想ですという説明を受けたかに私は記憶しております。

今回、公約に全町公園課ですね。何々課の「課」、この全町公園課の設置が挙げられていたかと思えます。

要するに、10年間、10年前に町長は、全町公園化構想ということで公約された。今、先ほど言ったように町全体を整備、清掃管理していくのは、私の全町公園化構想ですという説明をされた。でも10年たって、どこが整備され、清掃管理され、町全体が本当に公園のような美しい、きれいな町になっているのか。私は、とてもそういう感じは受けられません。

以前に、私は議員のときに、議会で小布施町に視察に行ったとき、やはり地域地域の住民が自分たちの住んでいるところをきれいにしましょう、花で飾りましょうと。四季折々の小さな猫の額ほどでもいいから草花を植えて、訪れる人たちの心を癒やしましょうと。そういうような計画がされて、町議会で視察に行った記憶があります。

そこに本当に当時の首長が各区の方たち何名かを選んで、海外に視察研修に行かせて、そして、各それぞれ地域が競い合って、美しい町を形成したというふうにお聞きした記憶がありません。

それが、私は、全町公園化というような話にもつながっていくのかなと思いますけれども、町長、その当時、まだ恐らく現職でおられたんじゃないかなと。それとも、おやめになった後に、町長になってから視察に行ったかどうか、ちょっと私も記憶は定かではないんですけれども、そういうような形で、私は公園化構想というものを感じていたんですけれども、10年たってそのような状況は私にはわからない。受けとめられない。

それで今回、全町公園課というものを設置する。そして、町をきれいにしていくんだという

お話をされていたように思います。

本当にこれは課を設置して、そういう方向でどのような方向で進めていくお考えでいるのかお聞きしたいなと思ひまして、ご質問しますので、よろしくお答えください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全町公園化構想についてのご質問であります。

今、貝塚議員がおっしゃられましたように、私は、初めて町長になったときに、この構想をやはり公約として挙げました。ご承知のように、昭和の末年から平成にかけるころ、リゾートのブームがございました。リゾート。そういう中で、やはりそのときは御宿町はリゾートを目指した。私も一職員として勤めさせていただいておりましたが、そういう政策がありました。それは、やはりこの御宿町の美しい自然景観がありますので、それを最大有効に活用して、あるいは、整備してやろうという構想であったと思いますが、そういう中で、かなりの年月がたった中で、私としては、リゾートという言葉は使いませんでした。私の考えとして全町公園化という言葉を使わせていただいたわけがございます。そういう中で、町なかを整備していこう。いろんな関係団体の方々にご協力いただきまして、先ほど植栽とか、あるいは花壇、公園の整備とか街路整備とか、少しずつやってきました。

そういう中で、このたび7月に町長選挙がありました。自制しながら自問しながら、自分自身が何をやりたいのか。やはり私は振り返ってみたときに、全町公園化は、今まで初めに構想を出して、不十分で、まだまだ行き届かないという反省はございます。そういう中で、改めて全町公園課、今申し上げていただきましたが課の設置を、専門的に課の設置をして、その環境整備に関することを専門的にやっていただこうと。

現在、建設環境課とありますけれども、環境部門。それで花壇等の関係は、産業観光課が一部扱っていました。少し分断されていますけれども、これから町なかの看板とかサイン計画とか、あるいは整備、メキシコ公園にいたしましても、月の沙漠公園にいたしましても、やはりもっと手を入れていかなくちゃいけない。そういうことで、また海浜環境、まずは第一に海岸の砂浜、皆さんがいつもご指摘いただきますが、やっぱり徹底してもっともっときれいにしていかなくちゃいけないという考えで、ぜひ新年度において、全町公園課の設置をご提案させていただいて、ご理解をいただきたいと考えております。

そのようなことで、私自身、やはりこれはどうしても達成したいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

御宿町の先ほども申し上げましたけれども、やはり公園のように、もっともっときれいに海

浜一帯、町内街路一帯をぜひ専門家を置いて、細々としたひとつひとつに目を配って、ひとつひとつきれいにしていきたい。そのような考えであります。よろしく願いいたします。

○6番（貝塚嘉軼君） 今初めてそういった公園課を、専門職を、専門の課を設置して自分の、町長のお考えを具現化していくというご説明かと思えます。大変その心意気は、御宿町の今後の観光、町としては欠かすことのできない大事なことだと私は認識しておりますけれども、なかなか大変だろうというふうには思いますけれども、とにかく自然を相手の御宿町の観光であります。ですから、今年の夏のように、長雨の週のおかげで、先ほど町長から報告がありましたけれども、昨年から比べると3割減というような客の入り込み数。まさに私どもの営業と全く同じ3割弱の減でとじさせてもらってきましたけれども、やはり夏に依存することは、再三、四季観光という形の中で、その一季節であるという位置づけが御宿の観光に大事だということ、過去の首長も、みんな取り組んでこられて、やっぱり通年観光ということに関して、石田町長もいろいろと打ち出された中で、全町公園化構想がなされ、浮かんできたんだろうというふうには思いますけれども、私も以前に公園化構想、メキシコ、スペイン、それを天ノ守町有地に開発を提案しましたけれども、それが四季観光の一つの核になるんじゃないかということで提案してきましたけれども、なかなか受け入れていただけない。わかっていただけない。

そのままになっておりますけれども、私はやはりそういう眠っている町有地を四季観光の中心となるような事業計画をなされるのが、まず、今の御宿には必要じゃないかと。何よりも優先して、やはり町外からの交流人口が増加しない限り、町はにぎやかさを取り戻さないというふうには私は考えますので、この公園課を設置したならば、そこにはそういう、町長がおっしゃったように、メキシコ公園、あるいは月の沙漠公園、そういうものを核とした観光というよりも、やはりそのつながりのある新しい四季折々、人が訪れてくれる方法をお考えいただいたほうが、より一層早く御宿の活性化が達成できるんじゃないかというふうに思います。

ぜひそういうことも含めて、この町の観光の再開発に力を注いでいただければありがたいなというふうに思います。

続いてJR。私が聞いたところ、これはもう関係者から内々の話で聞いたんですけれども、東京オリンピック・パラリンピックが終わった後、再来年3月以降のダイヤ改正には、どうも特急等が一宮まで、その先はなくなると。そして、いずれワンマン車に移行していくというような話がありますよと。それは大変だ。御宿はこれから観光に力を入れて、というときに、そういった交通の利便性を欠くような、道路については圏央道は小原を通過して上へ行っちゃいま

す。全く一宮から下は、陸の孤島と一緒に、この房総地区、一宮、夷隅、御宿、勝浦、鴨川までの間は、全く交通整備されていない。御宿へ行くにも電車はない、道路はよくない、ということになると、これはもうどんなことをしても、人口を増やそうとしても、あるいは交流人口、観光で来てもらおうと言っても、非常に難しくなってくるだろうというふうに思います。

そういう中で、隣の市の勝浦の元市長を中心とした、藤平元市長を中心として外房線と地域を守る会というような会が発足されて、いろんな事業、いろんな事業というよりも、要するに鉄道、JRを中心とした交通体制を確立していくんだというような動きをしております。

そういう中で、町長は御宿駅のエレベーターについて、今も先の選挙で、やはり設置の方向を町民に訴えていたような気がするんですけども、これは町長が10年前に当選してから公約で約束されてきましたよね。その間、議会においてもいろいろと審議されてきましたけれども、なかなか国やJR等が許可というか、前向きに検討されて設置の方向に向いているという情報がないという中で、町長が今回の選挙で、やはりエレベーターは大事であるということで、弱者救済、そういうような形の中で申し上げておったかというふうに思いますけれども、本当にこれはエレベーター設置の方向で、町長、いかれるんですか。

はっきり言って町長の任期は来年12月が満期ですよ。ですから、1年しかないわけですよ、はっきり申し上げて。この間に、来年度の予算の中にエレベーター設置の予算を提案してくるのか、あるいは、その方向で私は考えているけれども、やはり今の状況では難しいということ、はっきりと町民に、今ここで、エレベーターについては難しいんだと。よって、ほかの方法で、町民の足の利便性を図るような事業計画の考えがあるのかないのか。今申し上げたように、鉄道に頼るということは非常に難しいというふうな、私は考えを持っておるんです。

ですから、やはり絵に描いた餅をいつまでも飾っておくのではなくて、この辺で町長の情報もきちっと把握して、はっきりと方向性を示していただきたい。そうすることが町民に対する親切さじゃないかなというふうに私は感じておるんですけども、その辺について町長どうお考えですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） JR御宿駅へのエレベーターの設置ということで、ご質問をいただきました。

このエレベーター設置につきましては、私が2回目に立候補したとき、平成24年なんです、公約として掲げさせていただきました。それから、これまでの月日がたっておりますが、何としてもこれは達成したい。非常に高齢化が進んでおりますので、非常に強い要望を私も受けて

おりますので、全体の状況といたしますか、町民の皆様からいただいておりますので、努力をさせていただきますと思います。

国土交通省におきまして、鉄道駅のエレベーターの推進について、新たな基本方針が次のように示されております。

駅利用者、いわば乗降客が1日2,000人未満の駅においても、御宿駅はちなみに1,200から1,300人ぐらいなんです、2,000人未満の駅においても、地域の実情を踏まえて可能な限りバリアフリー化を実施することとしており、地域の強い要望があり、地方公共団体の支援が得られる駅については、国としても当該駅周辺における公共施設、医療施設、福祉関係施設の状況や高齢者、障害者等の利用状況等のニーズに総合的に勘案し、支援を行いますとしております。これは国土交通省の方針であります。

そのような中で、御宿駅を考えたときに、特急がとまる駅であります。観光地であります。高齢化率が県内一高い町であります。50.2%を超えております。大きな、とりわけ御宿台区における高齢化率は65%を超えております。今、1,500名に近い方がお住まいになっております。その中でも、大きな福祉施設、老人ホームもございます。高齢者、障害者のニーズが非常に大きい。多くの町民の皆様が、私はエレベーター設置を切望していると思います。

このような状況下にありますので、改めまして、国土交通省、JR東日本社との協議を進めて、エレベーター設置について事業を進めていきたいと考えております。

皆様方のご指導、ご支援、ご協力を切にお願いを申し上げます。よろしく願います。

○6番（貝塚嘉軼君） 今、国の方針等で緩和されて、御宿町も該当に値すると。しかしながら、この予算については、町長はどのぐらいの予算価格を想定しておるんですか。私なんかは全くの素人ですから、建設をして、それで維持管理していく。そういう中で、まず設置に当たっては、今のいろんな工事費のあれとか、今後、消費税も10%に上がったりなんかして、1億2億では設置できないだろうと。

そうすると、駅全体の構造等も手直ししたりなんかするという形になると、地方自治体が負担するのが少なくとも3億ぐらいの負担額になる。それで、あと維持管理費がどのぐらいになっていくんだろうということで、高齢化が進んで、ますます、まず一般財源が苦しくなるという中で、本当になくってはならない、御宿町にとってなくてはならない施設なのかなと。先ほど私が申したとおり、そういう人たちのための方法をもっと考えてみることも大事じゃないかなという考えがあって、ご質問したわけでございます。

今、町長は、特急がとまって、観光客が乗降するという一方で、高齢化も進んでいる。だから御宿はというお考え、そういうご意思を示されましたけれども、やはり財源のこと、それも踏まえて、お考えになって、町民にもご理解をいただくような方法も一つの方法じゃないかなというふうに私は考えます。

実施できることは誠に喜ばしいことではございますけれども、今の状況においては、財政面においても非常に厳しいなということで、お考え直すことも一つの方法かなというふうに思っ
てご質問しまして、ですから、お考えをいろいろと議会、担当職員ともお話ししながら進めて
いただかないと、大変なことになるなというふうに思っております。

そういう中で、ぜひ御宿町にとにかく人がたくさん訪れていただいて、また、人が住んで
いただいてということは、何はさておいて、やはり地域の活性化が一番でございますので、観光
にしても産業にしても、とにかく最初に申し上げたとおり、御宿版C C R C事業、これも、一
つとして欠かすことのできない事業だと思いますので、ぜひ町長は陣頭指揮をとるとい
うこと
でございますので、二度と事業が途中でできなくなったというようなことのないように、頑張
っていただきたいなというふうに思います。

それと、当選直後に、これは千葉日報に出ておられたので間違いのないと思うのですが、
議員としっかり対話しながら町づくりを進めたいと、こう町長のコメントが載っておりました。
今までにおいても、やはり町長との、私たちが感じたことは、とことん膝を突き合わせて話し
合っ
て、ともに町の発展のために尽くす役割を持っておるんですけれども、どうもその辺が欠
けていたように思っております。

このコメントを読んだときに、今度は、町長は我々ともきちんと話し合いはするというお約
束をここに示したんだなというふうに感じました。ですから、私たちはこの議会が終わると、
町民の審判を仰ぐわけでございます、こうして今ここにいる議員がみんなそろって、ここに
戻ってこれれば、こんな幸いなことはないので、そうしたときには、町長がおっしゃったよ
うに、町づくりを進めるには、議会と行政が真剣に向き合っ
て、話し合っ
て、そして町住民の
ために仕事をしていくという、これが一番大事なことでございます。

ですから、そのことをここに書かれたコメントを忘れずに、これから議会ともご相談をしな
がら、話し合いをしながら町発展のために尽くされるということが私は大事だなと。

ですから、町長だけを責めるわけではございません。私たち議員も同じ町民から選ばれてす
るんですけれども、立場が違います。町長は執行権があります。監督権もあります。いろいろ
あります。そういう中で、議会は町長の提案されたいろんなことを審議して、そして、いい悪

いの意見を述べるというような組織の中で町づくりに貢献していくわけですので、どうかその辺を町長自身が誤らないように、私はお願いしたいなど。

ある町長支援者から、今度は、町長は皆さんをないがしろにして単独で物事をやっていく、そういうことはしないでしょと。恐らく議員の皆さんと真剣に話し合って、新しい御宿町の姿を形成していくであろうというようなお話を聞きました。ですから、私もその話を聞いて、町長は変わられたなど。しかしながら、一応、任期は来年の12月いっぱいであるけれども、その後、また石田体制ができるようなことであれば、私達も一生懸命に努力をしていきますよというお話を、その方にしました。ぜひコメントしたように、過去を振り返れば、町長がもう少し議会の人たちと話し合いをしていただけたら、今の状況じゃない、変わった状況があったんではないかなというふうに感じておりますので、ぜひそういうコメントをされたということは、私は喜ばしいことだと。その形で、私達も町はこうあるべきだという形で提案をしてみたいというふうに思っております。

再び10月にお会いできるかどうかは別としても、お会いできた暁には、そういう気持ちを持って、町発展のために尽くしていきたいなというふうに思っております。

最後に、コメントは要らないです。その前に、ちょっとごめんなさい、さかのぼりますけれども、この外房と地域を守る会ということ、町長、ご存知でしたか。それだけちょっと教えてください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） はい、存じております。

○6番（貝塚嘉軼君） そうですね。それなら、今私が申し上げたとおり、この人たちの会の総会において、そういう情報も何か漏れ伝えておられたということで、手元に、そういう情報も私はいただいておりますけれども、ちょっとあれしちゃいましたけれども、御宿の方も何か役員で入っておられます。

ですから、できれば、やはり鉄道は大事でございますので、ワンマンカー運転になっていくと、いろいろと事故が起きたときに対応がどうのこうのということも考えられますので、認識されておるのでしたら、ぜひそういうところに町長もお顔を出されて、情報収集されて、そうすることによって、エレベーター設置についても、今の考え、先ほど述べられた考えが少しは変わって考え直すこともあろうかというふうに私は認識しますので、これで私の最後の質問ということで、時間も来たようなので、これで終わりにいたします。

どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で6番、貝塚嘉軼君の一般質問を終了します。

ここで、10分間休憩します。

（午前10時43分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午前11時01分）

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（大地達夫君） 2番、北村昭彦君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 北村昭彦君 登壇）

○2番（北村昭彦君） 2番、北村です。議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、本町の豊かな自然環境を取り戻し、磨きをかける取り組みについてということで伺いたいと思います。

改めて申し上げるまでもなく、豊かな自然環境は、我が町にとって大事な生命線です。仮にこの御宿の豊かな自然が完全に失われてしまったとしたら、この町はどうなってしまうか、想像してみてくださいと思います。

海や川、どこへ行ってもヘドロのおいが出て、イセエビもとれない、アワビもとれない。その他魚介類全て町外から運んできたものになってしまいます。また、美しい里山、これがどんどん荒れてしまって、山の保水機能、山がスポンジのように雨水を吸ってくれる機能が失われてしまうと、大雨が降るたびに、鉄砲水、土砂崩れ、崖崩れ、あちこちで起こります。

また、今も増えてきておりますが、イノシシやキョンといったようなけものがもっと増えてしまって、もう手がつけれない。車を走らせればすぐに衝突。それから、我々が使っている生活道路はどんどんほじくり返されて、端から崩れていってしまう。もしこんな状況に御宿が陥ってしまったら、観光だけではありません。農業、漁業、商工業、全てそういった産業は成り立ちませんし、もっと大事な我々町民、住民の皆さんの安心・安全な暮らしも一つも成り立たない。そういう状態が待っている。まさにこの町が終わってしまう。私は非常に強く危機感を感じております。

今申し上げたことは、全てじわりじわりと少しずつ進行中のことです。何とか環境悪化に歯どめをかけて、そして、逆に少しずつよくしていく、磨きをかけていくという方向へ方向転換

をしなければいけないというふうに私は強く思います。

もちろん町としても同じ認識を持ち、さまざまな形で豊かな自然環境を守って、そして生かしていこうという取り組みが行われていると思いますが、整理の意味も含めて改めて町長に伺いたいと思います。

まず1つ目として、現在取り組み中の施策について伺います。

豊かな自然環境を守るための取り組み、現在、町においても、さまざまな分野で行われていると思いますが、余り細かくなって結構なんですけれども、これまでどんなことを取り組んできたか。そして、取り組んでみた、やって初めてわかること、見えてくることはあると思います。どのような点で苦戦しているのか。見えてきた課題、また、その課題解決に向けた次なるアクションをお聞かせいただきたいと思います。趣旨としては、PDCA、プラン・ドゥ・チェック・アクション、このサイクルがうまく回っているかどうか、そのあたりを中心にお話を伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 現在、町において取り組んでいる内容の代表的なものとしたしましては、水質浄化のための河川へのフルボ酸鉄の投入、合併処理浄化槽の設置補助と、ミヤコタナゴ生息地の環境整備事業が挙げられます。

初めに、フルボ酸鉄についてですが、平成30年度からフルボ酸鉄使用の浄化資材を裾無川に設置し、河川の水質浄化を試行しているところです。フルボ酸鉄は水中の植物の増殖に欠かせないものであり、河川等に投入することにより、植物プランクトン、海藻類の増殖により、ヘドロの減少や魚・貝類のふん尿を酸化させて無害化するなどの効果があるとされております。浄化資材の上流と下流で水質検査を行い、水質の変化を確認していますが、流水ですので結果はなかなか出にくい状況でございます。しかし、効果があるものを投入していると認識していますので、今後は、効果検証のため河川底質調査、泥の調査を実施しまして、引き続きフルボ酸鉄の設置及び経過観察を進めていきたいと考えております。

次に、合併処理浄化槽設置補助についてですが、河川や海の水質汚濁は未処理の生活排水によるものが最も多くなっていることから、既設の単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換が強く求められています。

このことから町では、合併処理浄化槽設置補助事業を実施しております。補助実績としましては、過去3年を見ますと、平成28年度は4件、平成29年度は5件、平成30年度は4件となっております。過去3年を見ましても、予算10件に対し実績が下回っていますので、今後は浄化

槽関連業者へも啓発を行うとともに、お知らせ版での補助金の周知に加え、広報で合併処理浄化槽の役割や大切さについて普及啓発を行い、目標を達成したいと考えます。

次に、ミヤコタナゴ生息地の環境整備事業ですが、国の天然記念物であるミヤコタナゴの保護と増殖を図るため、生息地周辺の草刈りや水稻作付委託、有害獣対策、土砂の流出を防ぐ水路整備など、生息地の環境保全にミヤコタナゴ保存会との協働で取り組んでいます。毎年、生息地周辺の有害獣被害、台風や大雨等の影響による土砂流出等が発生し、ミヤコタナゴの保護や増殖に影響を及ぼしている現状です。その都度、防獣柵の修繕や騒音による忌避装置の設置、土砂流出箇所の修繕等を実施して、被害防止や環境改善に努めております。

今後もパトロールを頻繁に実施し、このような状況について、できるだけ早い段階において対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

まず、フルボ酸鉄の話がございました。やってみて苦戦しているという部分については、まさに流水、常に動いている水だからということで、効果はあるはずなんだけれども、なかなか数値として、その結果を得るということに今苦戦されているというお話。そしてその現状、課題に対して次なるアクションとして、底質調査とおっしゃいましたでしょうか。底にある泥の成分の調査ということかなというふうにお伺いしましたけれども、していくというようなご答弁だったと思います。

P D C A、回っているなということが感じられる答弁だったなというふうに思いますが、1点だけ確認をさせてください。なかなかこれは、多分、最先端と言っていいのかわからないですけれども、このフルボ酸鉄ということが言われ始めてからは何年かたっていると思いますけれども、そうは言っても新しい分野の取り組みだと思えます。なかなか現場の職員の方たちだけでは難しい部分もあるかなと思うんですが、専門家の方をどのようにご協力をいただいているかという部分については、どのような状況でしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 今現在は、特にその専門家の指導といたしますか、指示は仰いでおりません。

○2番（北村昭彦君） やっぱり申し上げたとおりですので、これはとても私としても期待している新しい取り組みだと思えますので、この底質調査という新しい調査に関しましても、専門家の方をできるだけアドバイスいただきながらやらないと、せっかくやっても、なかなか期

待した効果が得られない。あるいは、一定の予算を投じていると思いますけれども、その費用対効果がなかなか上がってこないというようなことがあるのではないかなと思いますので、その点、留意しながら進めていただければなというふうに思います。

続きまして、合併浄化槽のお話がありました。これはやはりやってきた中で苦戦しているという部分においては、まさにこの件数が毎年10件という目標を掲げていながら、なかなか件数が満たない、普及が進んでいかないという現状があるという中で、その課題に対して、事業あるいは町民の皆様に対する啓発、啓蒙活動というところを強化されていくというお話でございました。

これは、その大事さを町民の皆様にはわかっていただくということは一番最初にやるべきことだと思うんですが、裏を返せば、担当課さんとしては、この浄化槽の設置が進んでいかない理由は、町の皆さんに、この啓蒙、啓発活動が行きわたっていないからであると、そこがクリアできれば普及は進むんだという認識でおられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

あるいは、ほかにもここもちょっとやれるんじゃないかな、ここにもこういう努力も今後できるんじゃないかな、こういう工夫ができるんじゃないかなという部分が、ほかにももしあれば、なかなか今の段階で具体的な計画としてやりますというようなことは、すぐにはおっしゃられないかもしれないんですが、ほかにも何か工夫できること、ないんでしょうか。その辺ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 担当課といたしましては、補助事業ということで実施させていただいておりますが、国・県・町がそれぞれ3分の1を負担するというところで進めております。もう少しその補助額を増やせばいいんですが、なかなか国・県との関係で、増やせないのが現状となっております。

そういうことで、できることと言えば、浄化槽の大切さ、そういったものを周知していくのが今のところ一番いいのかなというふうに考えております。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

そうですね。ちょっと誘導してしまったようで申しわけなかったんですが、私も、やはりこの補助額というところ、本当に町にはいろんな課題があって、それぞれにお金がかかるので、どこにどう配分するかというのは本当に難しいところだと思います。

ただ、やはり今の状況では、この補助の額、仕組みの部分ですよね。そこをやっぱりメスを入れないと、現行の仕組みでは、幾らやりましょう、大事なんですよという啓発、啓蒙活動を

強化しても、なかなかこれは進んではいけないんじゃないかなというのが、町民の一人としての私の感覚、感触ではあります。

ですので、当然、先ほど申し上げたように全体のバランスを加味してということにはなるうかと思いますが、この辺は大きな町の方針としての判断だと思うんですけども、町長、この辺はどうですか。そのやっぱり重要性というか、危機的状況だという認識において、この補助制度というものを少し見直していくお考えがあるのかどうなのか。その辺少し伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 自然環境を守る取り組みの現状と課題を踏まえての今後の施策方針、取り組みをどのように行っていくのかというご質問であると思います。

今、埋田建設環境課長より、河川における浄化資材を設置しての水質浄化対策の現況、生活排水の河川から海への流出を防止する合併浄化槽の設置推進状況、また、天然記念物ミヤコタナゴの生息環境の保護対策、対応状況など説明がありました。また、説明にはありませんでしたが、町内への散乱ごみの対策など、自然環境の保護は、非常に課題が大きく、重要な施策として認識をしております。

水質浄化対策につきまして、例えば河川への浄化資材の設置につきましても、今、フルボ酸鉄をやっておりますが、いろいろな浄化資材があると思いますので、この辺の研究も進めたいと考えております。

また、御宿町は、何年か前に下水道方針から浄化槽設置方針に変わり、合併浄化槽へと転換しておりますが、そういう中でやはり水質浄化の方策をいろいろご質問いただいておりますが、浄化槽については、これは環境衛生組合の清掃管理の関係の情報でございますが、御宿町にはおよそ1,000の浄化槽が設置されておまして、合併が1,000基ですね。単独浄化槽が750基、くみ取りが750と、およその状況はそのようなことになっていると伺っております。

また、いろいろとご質問いただいている中で、小規模下水道といたしますか、エリアごとに浄化施設ができないかというような、かつてこれまでも何回か質問をいただいておりますが、このような対応についても検討課題としていかなければいけないと考えております。水質の浄化については、いつも申し上げておりますが、あらゆる産業のベースとなりますので、ぜひ気を配っていきたいと考えております。

有害鳥獣対策につきまして、北村議員、このご質問の中にも触れておりますが、また実際、現地において実谷地区において携わっておられますので、よくご存知だと思いますが、今、現

状を少し申し上げさせていただきたいと思いますが、非常に有害鳥獣対策も困難などといいますか、大きな対策でございしますが、御宿町の有害鳥獣防止対策協議会という会議を設置していただいております。

そういう中で、イノシシの侵入防護柵、メッシュフェンスの設置について、これが計画の距離は800メートルですが、現在設置済みの距離が581メートルとなっております。これは獣害と戦う農村集落づくり事業ということで、補助金をいただいて実施している事業ということでございますが、実谷地区の皆様方にも、このように非常にご努力をいただいております、かなりの効果が出ていると伺っております。この事業につきましては、また継続して実施していきたいと考えております。

また、このような施策についても、なかなか充分には手が届きませんが、有害鳥獣対策につきましても広域連携、あるいは県事業との対応ということで、県事業による推進など要望も兼ね、改善を図っていきたくております。地域の皆さんのお力をいただきながら、対策の向上を図っていきます。

ミヤコタナゴの生息環境の保全等につきましては、非常に現時点では環境の保全、生息環境の保全に終始して、なかなか次の一步とといいますか、さらなる一步をなかなか踏み出せない状況にありますので、各関係の皆様のご意見など伺いながら対応を図っていきたくて考えます。

自然環境の保全につきましては、いろんな皆さんで、関係する皆様と町民の皆様のご協力をいただきながら施策の推進に努めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

合併浄化槽の補助制度の部分だけお伺いしたつもりだったんですけども、全般お答えいただきました。ありがとうございます。

まず、最初の合併浄化槽の話につきましては、やはり今までの単独くみ取り方式から合併浄化槽への転換というような限られた枠の中での補助制度では少し限界が見えてきたという中で、のエリア浄化槽というようにお話をいただきました。

課題が見えて、また次の一手ということで、ご検討をいただいているということで、今後も進めていきたくて思います。非常に、全て小さな町ですので、環境はつながっていますよね。それは以前、公民館で、「森は海の恋人」という畠山先生の話にもあったとおりで、森から川、川から海というつながり、流れの中で、環境というのがバランスをつくっているというところで、そのつなぎ役という部分で川というのは本当に大事な部分ということで、引き続きお願いしたいと思います。

それから、次、有害鳥獣の話もいただきました。今まではどちらかというと、各畑、水田等を電気柵で各農業者さんが個人で守る。その守るための費用を補助するというような形での支援、取り組みというような形が主流だったところ、新しい取り組みとして、ワイヤーメッシュの防護柵を山裾にずっと張りめぐらせて、そもそも山からイノシシ等がおりてこられなくするというので、集落全体を守るという新しい取り組みが始まっている。まず手始めに実谷区をモデルケースというか、外部の補助金をいただいて、新しい取り組みとして今チャレンジをしている。800メートルの防護柵、計画に対して581メートル進んだよと、地元の皆さん、一緒に協力して、かなりの効果が出ているよというお話がありました。

私も少しお手伝いをさせていただいております。高齢の方も多いですけれども、一緒に山に入って、久しぶりに山に入ったよ、歩いたよなんて言いながら、草を刈って、ワイヤーメッシュを運んで、くいを刺して固定するというようなことを、みんなで協力してやりました。とても雰囲気がよくて、皆さん笑顔が絶えず、みんなでやった。そして町長からかなりの効果が出たというお言葉が出るということは、これはすばらしい事業だなというふうに思います。

今後のことについて、なかなかまた明確にはご答弁いただけませんでしたけれども、やはりこれは実谷だけやっても意味がないということは、皆さんもご理解いただけていると思います。

この補助金というのも未来永劫続く補助金でもないということで、かなりの効果が出たとわかったということで、PDCAで言えばチェックの段階で、これはいけるぞということがわかったということだと思えるんですね。ですので、次のアクションとしては、これをどのようにして全町に広めていくのかということも見据えて、考えて、次の手を打っていただけたらなというふうに思います。

これも本当に今、ちょっと前までは農家の方だけの問題だったんですが、今や本当に最初に、冒頭に申し上げたとおり、ただ町で生活して車で、バイクで移動して、自転車で移動しているだけで、この有害鳥獣、イノシシ、キョンの脅威にさらされるという状況が刻一刻と深刻さを増していますので、ぜひ重要な事業、力を入れるべきポイントだという認識のもとに進めていただければなというふうに思います。

それから、ミヤコタナゴのこともご紹介いただきました。保存会の方、長年協力していただいて草刈りをしたり、そもそも米づくりを続けるということがミヤコタナゴにとっての生息環境の維持ということにつながるということで、米づくりを続けていただく、あるいは土砂崩れ等起きた際に、その修正、整備をしていただく。あるいは、けものよけの柵をつくっていただ

く。壊れれば直すということはずっと続けていただいている中で、町長からまさに次の一歩がなかなか踏み出せないというお言葉をいただきました。

町の方からも、同じような声が上がっております。いろんな方から伺っています。「これだけ続けて、俺もいろんな形で協力しているけれども、ずっとこのまま続けていっても意味があるのか」というような、文句というよりも、これはかなり大変な作業なので、悲鳴に近いような声も届いております。やはり今までずっと保存会の皆さんがコツコツと続けてきていただいたことに加えて、何ができるかということ、専門家の方、あるいは町、町内・町外含めて思いを持った方々のアドバイスやご意見なども伺いながら、ぜひ次の一歩、町長が旗を振っていただいて、踏み出していただきたいなというふうに思います。

以上、幾つかの事案について振り返って確認をさせていただきました。しつこいようですけども、こういった自然を相手にする取り組みというものは、1年2年ちょっとやったから成果が出る、答えが出るというようなものではないという部分において、やはり長期的な計画ですよね。その長期的な計画を立てる。さらに前段では何を指して、どんな御宿町をビジョンとして描いて、こんな町にしたいんだ、今こうだけれども、こういう町にしていきたいんだというビジョンがまずあって、それに対して、じゃ、どうやって実現していこうかという一定、長期的な計画があって、そして、ひとつひとつ事業が立案計画されて、それが町の皆さん、あるいは専門家の皆さん、いろんな思いを持った方々と共有できて初めて、いろんな協力体制のもと、「じゃ、俺はこれをやるよ」「私はこれを手伝うよ」というようなことで、実際に動きが出てくる、ムーブメントが生まれていくということだと私は思っております。

そういう意味では、ひとつひとつの事業がちょっと、私は御宿に来させていただいてからもうすぐ10年になるんですけども、ちょっとひとつひとつの事業がばらばらな感があるんですね。ですので、ぜひ町長は新しく再選されて、新しいスタートを切られるというこの節目において、このビジョンというものを、私は町長とはいろんな時間を共有させていただいて、個人的には、「俺はこういう町にしたいんだ」ということは部分部分伺っています。自然というものに対しても思いを持っていらっしゃるというのも存じておるんですが、やはりもっとわかりやすい形で、言っちゃえば、よく未来構想みたいな形で、自治体として絵を、わかりやすい、この町は今こうだけれどもこういうふうに変えたいというようなイラストで、町の皆さん、住民の皆さんに提示するということがよその自治体では行われている事例がありますけれども、そんなやり方も一つです。

ここを目指そうよ、みんなで目指そうじゃないかということで、今まで以上にわかりやすく

力強く旗を振っていただくということをしていただけたら、本当にありがたいな、うれしいな、僕も一緒になって自分の得意分野を生かして何か貢献したいなという思いでおるんですが、町長、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） もう1点のご質問がありましたので、その辺でちょっと触れさせていただこうかなと思ったんですが、新しい取り組みということにつきまして、前から北村議員ともいろんなお話をしておりますが、次の森林環境譲与税の関係ですけれども、やはり確かに、非常にこれも課題が広くありますが、森林が非常に荒れているという中で、この譲与税を活用しての森林環境整備事業を念頭に置いていきたい。これは非常に長期的な政策になると思いますが、しかしながら、水質浄化の大もとの、河川の水質を上げる大もとの施策でありますので、こういった譲与税を活用しながら町民の皆様におかれましても、自然環境を守るボランティアの皆様方のお力もいただきながら、今後こういった政策も考えていきたいと考えております。

○2番（北村昭彦君） すみません。私の質問の仕方がちょっとわかりづらかったかもしれません。もう一度質問させてください。

ビジョンを明確にあらわして、町の皆さんと共有して一緒に目指そうよと、力強く旗を振っていただきたい。そういう絵を、例えばイラストを描いて、町の皆さんに見ていただくとか、いろんな取り組みはあると思いますけれども、そういうビジョンを明確に掲げて、町一丸となって進んでいこうというような町長としての旗の振り方に関して、いかがでしょうかという質問を先ほどしたつもりでした。すみません。もう一度その部分についてお答えいただけませんかでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ビジョンを明確に掲げて旗振りをしていくという非常にもっともなことでございまして、非常に貴重なご提言だと思います。ご発言いただきました。なかなかどのように、このビジョンのつくり方にしても、いろんな皆さんがいろんなお考えを持っておりますので、しっかりとしたビジョンをつくって、そして、わかりやすく皆様にご理解いただくために提示していくと。その辺は今後とも一緒によろしくお願ひしたいなと思います。いろいろご提言ありがとうございます。

○2番（北村昭彦君） ビジョンをまず定めるところは難しい。確かに本当に難しいと思います。よその自治体では、ワークショップなんかを開いていろんな選択肢、当然答えは1つじゃなくて、こういう町を目指したらどうかな、こんなのもいいよねというようなものを、まさに

イラストも含めて、未来絵図ですか、未来絵図も含めて、思いを持った人たちが持ち合っ出て出合うということを町が主催したりというような事例もあると伺っております。

まさに町長一人の思いで、これでいくんだとあって、強引に引っ張るというやり方も一つですが、まず、出だしの段階で、どこに向かおうかというものを町の皆さんに投げかけて、そのビジョンをつくることから一緒にやっていくということも、とてもすばらしいやり方だと思います。

いずれにしても、具体的なアクションを起こして、まずここに向かって進もうよと。そのビジョン、目標、到達地点をみんなで共有しようよというところを、まずスタートを切っていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

私、この部分については以上で終わりました、次の質問です。

それでは町長、先ほど先取りしていただいてしまったんですが、改めて（２）番のところ、新しい取り組みについてというところですね。

先ほど少し森林経営管理法なんかの部分について、先取りで町長、お答えいただきましたけれども、この森にかかわらず、重要性、必要性は認識しているものの、まだ着手できていない。これはやったほうがいいんだけど、なかなか職員の皆さんも限りがございます、時間も労力も無限ではないので、まだできていないんだけどというようなところがあれば、今後の見通しも含めてお聞かせいただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、私のほうから、今、新しい取り組み、また森林経営管理法、いわゆる森林経営管理制度を含めてご説明させていただきます。

まず1点は、新しい取り組みということでございますので、当課のほうで関係のございます獣害対策、先ほどご提言もございました。まず最初に獣害対策のほうから触れさせていただきますが、当然、この獣害の関係につきましては自然環境の保全、いわゆる豊かな里山環境が維持できているかどうか。これが非常に密接に関係してくるものと考えております。

先ほど来、獣害の被害状況ですとか、また実谷の下地区のモデルケース等のご説明もさせていただきますが、こちらについては実谷下地区で実施をしていただいております、地域が主体的になって行っていただいております、その下地区については一定の効果が得られているものと伺っております。

しかしながら、この事業につきましては、ご承知のとおり、捕獲をしているわけではなくて、ネットフェンスで地域を保護するという形になっておりますので、必ずしも今いる生息個体が

減少に直接的に結びついているという状況ではございません。

今年度はいろんな自然環境の関係が起因しているとは思われますが、令和元年度につきましては、捕獲頭数が今のところ非常に低調、すごく少ない状況でして、8月の中旬までの数値でございますが、まだイノシシが40頭に満たない捕獲の現状でございます。

ちなみに昨年度で申し上げますと、イノシシが262頭捕獲をされておりまして、これから山に食べ物がなくなるような冬の時期になると少し増えてくるとは思われますが、それにしても昨年度の262頭に比較しますと今年は非常に少ない状況である。そういう中で、捕獲従事者も今現在14名の方に従事をしていただいております、少しずつ、わずかながらではございますが、協力していただける方が増えてきているような状況です。

こうした中で、より一層捕獲を強めるとともに、先ほどご提言いただきました、この実谷下地区でやっているようなモデルケースを他の地域にも広げていけるよう、地域での取り組みを順次促していければと考えております。

その他の合併浄化槽とかも含めて、先ほどご発言がございましたが、町といたしましても限られた財源でございますので、これまで獣害対策につきましては、電気柵であるとか、そういった捕獲に対する報償費であるとか、一定の財源を少しずつではございますが、充実を図ってまいりました。

こうした中で、もう既に課の中では、この実谷下地区のモデルケースを他の地域にも広げられないかという検討の中で、制度設計について検討を始めさせていただいております。

しかしながら、補助制度を追加することは非常に簡単なんですけど、どうしても限られた財源の中での運用になりますので、他の獣害対策の補助制度との均衡を踏まえながら、新たにやる補助制度につきましては、どの補助制度を若干抑制して、こちらにシフトするのかとか、また、逆に抑制してしまった場合に不都合が生じないのか。そういったことで、他の補助制度とのバランスを見ながら制度設計を検討した中で、今後また産業建設委員会等にご意見を伺いながら、来年度の制度の実施に向けて、それが間に合うかどうかわかりませんが、努力を重ねてまいりたいと考えております。

また、ご質問にございます森林経営、新たな森林管理システムでございますが、これにつきましては、ご質問いただいているように、4月から新たに始まった制度でございます。この豊かな里山環境の保全、森林環境の保全というものが大きいテーマでございますが、こちらについては、御宿町でも非常に課題になっておりまして、人口の高齢化ですとか、林業従事者が非常に減少傾向にある中で、この森林環境が非常に荒廃傾向にございます。

御宿町でも先ほど来ご指摘のあったとおり、森林、山林のいわゆる放置状態になってしまっている。そういう中で山が非常に荒れてきている。それに対する対応策として、国のほうで新たに今年度からスタートした、法整備もされてスタートした制度でございます。制度の概略といたしましては、森林の所有者に対して、法令上、森林の管理をきっちりと責務を負わせる旨の規定が明確化されたところが大きい特徴点の一つです。

また、森林の所有者が自らが管理していくこと、いわゆる伐採をし間伐をしたりですとか、新たに植林をしたりですとか、そういう森林管理が所有者自らが行うことが非常に厳しい状況には、地域の自治体が仲介役となって、そういったことを行える新しい林業経営者に、仲介役となってその森林の管理を橋渡しする、そういう制度が新しく始まったところです。

先ほど来ご質問に出ておりますが、そういう仲介役をやる際の費用として、森林環境譲与税の活用というものは、代表的な例の一つであると考えております。

森林の所有者については、自らが管理できない場合には、市町村に相談をして、その市町村は、そういう森林の伐採やそういう管理ができる業者に再委託をする。そういうつなぎ役を、今後、市町村が役割を担っていくという制度です。

また、森林の所有者が不明な森林については、市町村が当面の間、管理を行う。そういう仕組みも今現在検討が始まったところになっております。

この森林所有者ができないものを、市町村の仲介によって再委託を受けた林業経営者については、国有林の間伐等において、受注の機会の増大であるとか、そういったメリットが図られるということが今のところ公表されております。まだ今年度始まったばかりの制度ですので、より詳細な具体的なものというのは、まだ私どものほうでも十分なボリュームとしては承知をしておりませんが、制度の概略としてはこういったところでございます。

以上です。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

まず獣害のほう、お話をいただきました。私は、先ほど申し上げたとおり、少しお手伝いさせていただいた中で、一定の効果を認めていただいて次へというお話。ただ、やはりそのお話、課長からお話しいただいたとおり、柵で山からおりてこないようにするという取り組みと、一方で捕獲して処分していくと、いわゆる実数を減らしていくという取り組みの両立というか、バランスというか、これは本当に難しいところだと思います。

究極、完全に我々の生活エリアを柵で囲ってしまえば、山だけに人里、自然のところだけにイノシシがいて実害は余りないというようなことも理屈上は想定はできるんですけども、実

際はなかなかそうもいかないところで、減らしながらおりてこないようにする。それを限られた予算の配分を決めながら、今年はこっちにこのぐらい、こっちにこのぐらいということのバランスをとりながらやっていくという意味では、しかも、はっきりとした成功事例が全国でもまだないという、本当にある意味最先端というか、新しい課題に向き合っているというところでは本当にご苦労が絶えないことと思いますけれども、専門家の方なんかといろいろお話をしながら、いいやり方というのを試行錯誤していく。まさに前段でお話しさせて、しつこいようですけれども、やっぱりPDCAですよ。今年やってこのぐらい効果があった。捕獲という部分ではこうだったけれども、おりてこない山裾で歯どめをかけるという部分ではこうだった。両方やってみて、ここのエリアではこういう成果が出たというような、やはり分析もより複雑になってくるし、だからこそ専門家の方も入れてというお話になってくるかと思います。ぜひ難しい分野ではありますが、続けていただきたいなというふうに思います。

それから、最後、触れていただきました。森林の管理という部分ですね。4月から新しい森林経営管理制度というものがスタートしたというところですよ。私も本当に新しく始まったらしいというのをネットか何かで見かけて、これは本当に始まったばかりで、これからどうなっていくかというところですよけれども、本当に期待したいなというところなんですよ。実際に従事されている方の中には、いろいろ賛否両論もあるようでございますけれども、まだ運用がこれから始まる場所という意味では、運用次第でいいものに変えていくという可能性を無限に秘めている仕組みなのではないかなというふうに思います。

いずれにしても、課長からお話があったとおり、森林の所有者の方たちがどうこうするというのも現実無理だよということももう明らかで、だからこそ国もこういう制度をつくったんだと思います。ただ、いわゆる木を切って、倒して、運んでということになりわいとしているという方は、本当にお話があったとおり減っている。

今、町内にいらっしゃるんですかと僕はいろんな方に聞くんですけど、「さあ、聞かないね。何年前まではどここの誰がやっていたけど、今はいないんじゃないの」と口々に皆さんお話をされています。

やっぱり誰かがやらなければいけないし、しかも新しい制度でできない森林の所有者の方にかわって町がやる、あるいは町が委託をかける。じゃ、そのお金はどこから出てくるんだというところを掘り下げていくと、せつかく山から木を切ってきて、それをお金に変えていくということをお話してはやっていただけで、ある意味、宝の山でもあるという認識のもとに、そこでやはり一つの産業を、これの新しい制度のスタートをきっかけに生んでいって、まさに意欲の

ある若手といいますか、この町で新しいことをチャレンジしながら活躍していきたいという方を呼ぶための一手が、この新しい森林管理制度のスタートと同時というのは、なかなか難しいかもしれないですけども、なるべく早く切る。こういうことにチャレンジしたい方というのは世の中には一定数いて、全国用意ドンで取り合いがスタートしたんだと思うんですね。

ですので、最初から完璧な仕組みなんかつくれない、つくらなくていいと思うんです。まず、町としての姿勢、意気込み、こういう人たちを町に招いて、あるいは町の中で育てて、こういう取り組みをやっていきたいんだという、まず第一声を力強く打ち出すことで先手が打てるんじゃないかなというふうに私は思っています。

とてもここ、御宿の命運を握っているんじゃないかと思って、今回このような形で質問に盛り込ませていただきました。なかなか小さい町で、限られた職員の皆さんの中で、全国に先駆けた取り組みというのは、口で言うほど簡単ではないというのは一応わかっているつもりなんですけれども、やはり先ほども少し申し上げました、ばらばらと、ちまちまとやっているのではなくて、町としてこの町はこういう町なんだよ、こういう人を求めているんだよ、一緒にやりましょうというメッセージを全国に発信する。しかも取り合いに負けないように、なるべく早く発信するというのでやれたらな、私もその輪の中に加われたらなというふうに思っています。

私は手元に2冊、本を持ってきたんですけども、私も最近こういう本をちょこちょこ買っているんですけども、家族単位、グループ単位、集落単位で林業、要は小規模な林業というのが最近やれるじゃないかと、ちゃんと生計立つじゃないかという実例がどんどん全国で出てきていまして、「小さい林業で稼ぐコツ」とか、「New自伐型林業のすすめ」とか、「軽トラとチェーンソーがあればできる」とか、いろんなこういう本が出てきています。

現段階で国のほうがこの新しい森林経営管理法をスタートしたとき、こういう小さい林業というのは余り想定してなかった。長い、かなり前からこの経営管理法は審議されていると思いますので、これは比較的新しい、本当、最近になって出てきた考え方なので、もともと想定はされていなかった部分があると思うんですけども、まさに私たち御宿町みたいに小さな町、森林といっても、大規模な長年林業で食べてきたような大きな森を抱えた町とは違って、小さな森、小さな森林、でも、大切に管理していかなければ住民の安心・安全な暮らしは守れないという中で、誰かがやらなきゃいけないというときに、こういった小さな林業というものを支援していくということは、とても大事なんじゃないかなというふうに思っています。

聞くところには、大多喜町では地域おこし協力隊として、まさにこのことにチャレンジして

いただくということで人材を募集して着任されたと、着任されたばかりでこれからだというふうに伺っていますけれども、そんな取り組みも一つだと思います。ぜひ力を入れていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなってきて、べらべらと私ばかりしゃべらせていただいていたので、最後、今申し上げた私の提案なんかも含めまして、それから、新しい人たち、町内にいる若手でこういうことをチャレンジしてみたいとか、あるいは町外から御宿に移住してこういうことをチャレンジしていただきたいとか、あるいは高齢の方でもいいんです。この部分については手伝えるよね。自然の中で一緒に汗を流して、笑顔でという話、実谷の下地区の作業のところでもお話しさせていただきましたけれども、本当にこれからの御宿に必要な要素だと思っています。その辺含めて、最後、また申しわけありません、町長、思いを聞かせていただければと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） すみません、町長の前に、私のほうで説明が若干不足をして、若干誤解を与えてしまったようですので、一言つけ加えさせていただきます。

森林管理制度の中において再委託を受けるべき業者さんというのは、必ずしもこの地域に限定されたものではなくて、都道府県がこの条件を示して、募集をかけて、それに対して手を挙げた業者さんが公表されて、そこに各市町村が委託をするようになります。

そうしたことから必ずしもその地域内で完結しなければいけないということではなくて、ただ北村議員さん、今ご発言のとおり、そういうものが地域の中で業として生まれてくれば、この地域の活性にも大きい可能性があると思いますので、そうしたことも含めて、課として取り組んでいければと考えております。

失礼しました。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ただいま北村議員さんから、非常に自然環境を守るための大きな発想、構想を伺いましたが、これからこの構想をぜひ現実のものとしていきたいと、ともにこういった事業を進めていくことができればなと思います。よろしくお願いします。

○2番（北村昭彦君） ありがとうございます。

まず、課長のほうから町外の事業者でも、というお話がございました。それは、私のほうも存じております。ただ、やはり自分たちの地域の自然を自分たちで、町のみんなで守ることができれば、なお一番いいよなという気持ちは一緒だと思います。

この本を見ていますと、あるいはネットでいろんな事例を見てみますと、やはり最初はなかなかこれだけでは生計は立たない。でも、これと例えばいわゆる観光に携わるとか、地元の産業と二足のわらじを履くとかというような形で、若い人たちがいろんなチャレンジを始めているというふうにも伺っておりますので、そういった方の支援なんかも含めて、ご検討いただければなというふうに思います。

時間が参りましたので、私のほうの質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（大地達夫君） 以上で2番、北村昭彦君の一般質問を終了します。

ここで、午後1時半まで休憩いたします。

(午後12時00分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後 1時30分)

◇ 瀧口義雄君

○議長（大地達夫君） 1番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

(1番 瀧口義雄君 登壇)

○1番（瀧口義雄君） 1番、瀧口義雄です。議長の許可がありましたので、質問させていただきます。

議長、60分になってから今回初めてなんですけれども、所感や方針の質問ではなく、通告どおりの質問ですので、よろしく願います。

まず、御宿町は普通地方公共団体ということでよろしゅうございますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） はい、そのとおりであります。

○1番（瀧口義雄君） 地方公共団体、自治体ですね。地方自治体は通常、法律、条例、規則、規約、通則などに準拠して、町が運営されていると思います。そういう中で、地方公共団体、自治体という自治法の規定はどこにあるかご存知ですか。御宿町が地方公共団体と普通地方公共団体という、どこに根拠があるかわかりますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿町が地方公共団体であるということは、地方自治法にのっとった団体であると理解しております。

○1番（瀧口義雄君） だから、その条例を聞いているんですよ。どこで規定されていますかという話です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 地方自治法でいろいろと、今手元には持ってありませんが。

○1番（瀧口義雄君） いや、いろいろとはわかるんですけども、原理原則です。

それでは、それはホールディングしておきますけれども、普通地方公共団体の事務は、地域における事務及びその他の事務で、法律またはこれに基づく法令により処理するとされているものを処理する、これでよろしいですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そのとおりであると思います。

○1番（瀧口義雄君） 失礼ながら、僭越なんですけれども、地方自治法はご理解しておりますか。

○町長（石田義廣君） 何ですか。

○1番（瀧口義雄君） もう一度言いたいでしょうか。

○町長（石田義廣君） はい。

○1番（瀧口義雄君） 僭越なんですけれども、地方自治法はご理解しておりますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） はい、自分では理解していると思います。

○1番（瀧口義雄君） そういう中で、御宿町の事業の成立要件は何ですか。町主催の事業、町の事業、いろいろとありますけれども、その構成要件。自治体ですから、法律に基づいて運営されるということは今、町長さんも言われましたけれども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 自治体の事業にはさまざまな事業がございますが、御宿町を見た場合、現在は例えば第4次総合計画とか、いろいろ計画を立てて事業を行っております。そのような事業は具体的事業であると思います。

○1番（瀧口義雄君） 私は成立要件を聞いておるんです。総合計画、アクションプラン、いろんな計画ありますね。介護でも福祉でもありますけれども、それを実施するにあたって、これが町の事業だという成立要件は何ですかという質問です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご承知のように、申し上げるまでもなく、このようなさまざまな事業

について議会の皆様と協議させていただいて、議決をさせていただいて、事業が成立していると思います。

○1番（瀧口義雄君） 要するに議決の必要があるということによろしいんですか、町の事業であつたら。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議決は100%じゃないと思いますけれども、大きな重要な要素であります。

○1番（瀧口義雄君） それは、自治法のどこに根拠があるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議決権は自治法に議会の大きな仕事として書かれてあると思いますが、ご承知とは思いますが、前にも申し上げたことはありますが、今申し上げましたのは、議決権は全てではないと同時に、二元代表制の中で議決権と執行権というのがありますけれども、執行権は議決権に縛られないというのが通則であると思います。

○1番（瀧口義雄君） 議長、最初に申し上げたように、今回は自治法について聞いているわけです。じゃ、それはこの町事業としての成立要件ですね。今、議決で、全部は議決じゃないと。じゃ、全部が議決でないものは何かというのと、じゃ、議決は必要とする町の事業と、これはどこに法的根拠があるんですか。

議長、すみません、腰が痛いので座ってよろしいですか。

○議長（大地達夫君） はい、どうぞ。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、ありがとうございます。

○議長（大地達夫君） マイク位置、直してください。マイク位置。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 二元代表制の中で、議決権と執行権がある中で、やはり議決権プラス執行権については、やはりほかのもろもろのいろんな要素の中で判断をしていく部分がありますので、私はそのことを100%じゃないと申し上げております。

○1番（瀧口義雄君） 私の聞いているのは、町事業の成立要件は何ですかと聞いている中で、議決が必要だということを言って、それは全部ではないと、その議決が必要だとどこで明記されているんですか。これは私、自治法のことを聞いている。最初に議長にお断りしてあります。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議会の大きな仕事といいますか、要素として議決が必要であるという

ことは自治法に書かれております。

○1番（瀧口義雄君） 議長、質問ではなくて、答弁が同じ答弁になっています。私は自治法の質問になっていますから、町の成立要件はどういうところで規定されているのかと、何を準拠としているのかという質問ですよ。執行権とかそういうことではなく、その執行権はどこに、法的なものでどこに何の執行権を持っているのかと。私は議決権とか云々、二元代表制とかそういう話ではなくて、この町の事業の成立要件は何ですかと、それは法的な根拠はどこにあるんですかという質問。同じ質問を2回も3回も、議長、させないでください。最初にお断りしてあります。

○議長（大地達夫君） 瀧口議員に対されますが、町長の自治法の理解を確認しているわけですか。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと聞こえない。

○議長（大地達夫君） 町長の自治法に対する理解をチェックしているわけですか。

○1番（瀧口義雄君） あなたが質問する話じゃないでしょう。私は町長に質問している。私はあなたに同じ質問をして、同じ質問ではなくて答弁がそういうので、私の聞いているのは自治法の根拠を聞いているわけです。通告してあるわけですよ。執行権を聞いているわけではありません。町の事業としての成立要件は何ですかと聞いているわけです。

○議長（大地達夫君） 私がさっき聞いたのは、話の内容を私も多少理解しないと、議事進行を進められないので尋ねました。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、答え、とめていただけるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長からありますか、答弁は。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、いいですか。再度言います。地方自治法は理解しているという中で、この町が事業主体というこの成立要件は何ですかと、それは法的にどこに根拠があって、自治法ですね、あるんですかという質問です。執行権にあるというんなら、その執行権がどこにあるのかということですよ。私は執行権を聞いているんじゃないで、成立要件は何ですかと聞いている。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、事業が成立するのは、やはり議会の皆様の議決が必要であるということと、しかしながら、それが全てではないという自治法は体系になっていると思います。

○1番（瀧口義雄君） だから、その議決権が必要だというのはどこに明記されているんです

かということ、それと、それが全てではないという項目は何があるんですかと、この2点質問したわけです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議決権の明記については、ちょっと今、自治法が手元にございませんですが、第何条に書かれてあるといたしますのは。

○1番（瀧口義雄君） いや、持って来てください、通告してありますから。期日までに通告してあります。全部、自治法にかかわる話を通告してあります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 休憩にしますか。

それでは、ちょっと休憩します。暫時休憩。

（午後 1時43分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午後 1時57分）

○議長（大地達夫君） ただいまの出席議員は9名です。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議決ということであります。議決事件については、地方自治法第96条に定めております。普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。1として、条例を設け、または改廃すること。2として、予算を定めること。幾つか載っております。ここに、第96条に定められております。

○1番（瀧口義雄君） そういう中で、この町事業の成立要件は何ですかというので、96条、議決しなければならないと。執行機関が事業として成立するには、議決が必要だということよろしいですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 執行機関が事業として行うのには議決をすることが必要だということ、先ほど私が申し上げました内容とは少し異なっておりますね。

○1番（瀧口義雄君） 異なっている理由を、何が原因、どういうものか説明していただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申しあげました執行権というのは、議決権に縛られない部分があるということですのでございますから、全て議決権に縛られるということではありません。

○1番（瀧口義雄君） だから、その縛られない部分を今説明していただきたいと。あなたは二元代表制とかなんとか言っていましたけれども、縛られないものがあるということの事象を説明していただきたい。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この議決権と執行権というのは、二元代表制を補完する非常に重要な要素です。しかしながら、執行権が議決権に縛られないというのは自治法には明記されておられません。

○1番（瀧口義雄君） 明記されていないことをするんですか。というよりは、その執行権という今の言い方の中で、執行権は確かにあるでしょう、そういう中で、今言ったものが、どういう事例があるのかご説明願いたいと、ご答弁願いたいと。同じ質問が2回です、これで。具体的に挙げてください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 執行権については、自治法138条の2及び147条、148条に明記されていると思います。

○1番（瀧口義雄君） いや、議長、私はそういう中で議決に縛られないものがあると、執行権でできるという言い方が、じゃ、どういう事例があるんですかという質問、これで3回です。答弁がとんちんかんです。

○議長（大地達夫君） 再度、町長、答弁をお願いします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） このたびのこの事業の件につきましては、予算が削除されたという現実の中で、私が他の関係機関にご支援をいただいて、事業を実行したわけであります。このことについては予算がない中での事業執行となりますので、私は政治的・総合的な判断の上で、この事業を執行させていただきました。

○1番（瀧口義雄君） これは、メキシコの事業の話をしているわけですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そうでございます。

○1番（瀧口義雄君） そうしますと、この2018年の日本・メキシコ学生交流プログラム事業について、今そちらに話が飛びましたけれども、じゃ、これは町の事業ですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町が主催し、主体となって行った事業であります。

○1番（瀧口義雄君） そうしますと、地方自治法138の2に該当しないんじゃないですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 138条の2は、いろいろな理解がありますが、議決ということについて、議決には可決と否決がありますが、私は、予算は削除ということでございましたが、具体的には予算の否決といっても、実際的には少々違うかもわかりませんが、予算がなくなったということでもありますので、そういう中で、私はその予算が削除されたことを厳しく、厳として受けとめて、総合的判断の上で事業を行ったということでございます。

○1番（瀧口義雄君） 総合的判断を聞いているわけではありませんので。それでは、その事業執行した、準拠する法令は何ですかという質問、それが執行権だというのであれば、今言われた町長が読まれたものとは相反するものですので、町長のほうで交流プログラムのお話をしましたので、これは町の事業だというのなら、その138の2に準拠しない中で、どこに準拠して、これは町の事業とするんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 147条には、長の代表統括権がうたわれております。代表統括権というのは、先ほど申し上げましたように、代表という位置にあるものは、やはり全体を見ながら、全てを考えながら物事を執行するということでございますので、この執行権ということで、147条ということによろしいかと思えます。

○1番（瀧口義雄君） おっしゃるとおり、そういう形ですけれども、事業執行にあたっては、執行機関は議決に基づく事務及び法令、規則、その他の規則に基づく当該普通地方公共団体の事務をという話です。それが抜けているじゃないですか。執行権は誰もないとは言っていないですよ。ただ、行政事務を与えるにはそれが必要だと、138の2はそう書いてあります。執行権はちゃんと認めていますよ、それに基づいた事務を誠実に実行すると。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 138条の2について、先ほども申し上げましたけれども、議決権に縛られないという形の中での執行でございましたが、実際に、これは特別委員会の中でも何度も申し上げておりますが、この事務は充分に当然のことながら、担当所管に私は指示をして事務を行うことができるわけでございますが、というのは、このたびは、予算は削除され否決されたけれども、事業自体を否決されたわけではないということの中で、231万8,000円という金額

が削除されておりますが、この件につきましては、いろいろな予算の科目、費目があります。そういう中で削除されていない予算、例えば人件費とか、あるいは燃料費とか、この231万8,000円の中に入れておりません。そういう意味で、本来なら私はこの事業をしっかりと指示することもできたと私は思っておりますが、しかし産業観光課が担当所管でございますので、夏を目前に、目前として、5月、6月は非常に準備の期間で忙しいと、こういう問題を皆さんにやっていただくことはなかなか大変だということで、私は自分の責任において、いろんな面で事業執行させていただいたということでございます。

○1番（瀧口義雄君） 答弁になっていないんですけれども。それは、私は思いを聞いているわけではなくて、事務執行にあたって、議決に基づく事務及び法令で、それが修正されたということは事業自体もなくなったと。執行権云々じゃないんです。事業自体がなくなっているということ、これは138の2が明確にそういう規定をしております。執行権は町長自身が言われたとおり存在していますよ。ただ、執行する事業はなくなったと。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 法138条の2に基づいて事業が否決されたということにつきましては、見解を異にします。

○1番（瀧口義雄君） ここで法律論争をする気はございませんけれども、弁護士との判断も意見相違があったことは聞いておりますけれども。

じゃ、異にするということですから、ということは、自分で通常の判断とは違う判断をしたという中で、平成29年12月、議員に平成30年度プログラム事業実施のための補正予算を組まないのかと指摘されていましたが、平成30年2月上旬から平成29年度中に平成30年の事業を実施されていると。何の法令に基づく行為なのかと、何の法令に基づいて。補正が組んであればいいんですけれども、組むようにと指摘されています、12月に。組まずに事業がスタートしていると、これは何の法令に基づく根拠なんですか。執行権ですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 長く特別委員会の中でも、このような内容については……。

○1番（瀧口義雄君） いや、特別委員会ではなくて、通常の一般質問の場です。

○町長（石田義廣君） 長く議論してきましたが、法令に基づくということで、例えば法210条あるいは243条、このような、あるいは208条で出てきますが、一番かかわっていることは、この参加料が公金であるかどうかということでございます。私は、この事業への参加料は公金ではないと考えております。

- 1番（瀧口義雄君） 議長、質問と違っています。
- 議長（大地達夫君） 質問の内容とちょっとずれているようです。もう一度質問の要点を。
- 1番（瀧口義雄君） もう一度読み上げたほうがいいですか。
- 議長（大地達夫君） はい、お願いします。
- 1番（瀧口義雄君） 平成29年12月に、議員に平成30年度プログラム事業実施のための補正予算を組まないのかと指摘されていたが、平成30年2月上旬から、これは平成29年度中でございます、30年度事業は実施されていたと。何の法令に基づく行為なのかと、その質問です。
- 議長（大地達夫君） 石田町長。
- 町長（石田義廣君） この参加料は……。
- 1番（瀧口義雄君） 参加料の話じゃない。
- 町長（石田義廣君） いや、十分に非常に密接に関係があります。公金ではありませんので、地方自治法、今申し上げました内容に基づいて、総計予算主義とか、あるいは243条に言う公金、町の歳入とすべき公金ではありませんので、そういうことには基づいておりません。皆様にご提示してございます2月1日に行った契約の中にも明記されております。そのことに基づいて行ったということでございます。
- 1番（瀧口義雄君） 議長、私の聞いているのは公金云々ではなくて、なぜ前年度に事業を実施して、それは何の根拠に基づくものかという質問ですよ。全然答弁が違ってきますよ。
- 議長（大地達夫君） 石田町長。
- 町長（石田義廣君） この業務委託契約の中に明記されておりますように、いろんな物事をお願いしてございますが、そういうことで準備期間として、この平成30年度の前段階として、準備期間として事業を進めてきたということでございます。243条にいう町の収入とすべき公金ではありませんので、できるわけでございます。
- 1番（瀧口義雄君） 議長、質問の趣旨と答弁が全く違ってきますよ。もう一度読み上げましょうか、議長。どうですか。
- 議長（大地達夫君） お願いします。
- 1番（瀧口義雄君） じゃ、間、省いて。

平成30年度2月上旬、平成29年度中から30年度事業は実施されていた。何の法令に基づいて実施されたのかということです。議員は12月に補正組んだほうがよろしいんじゃないかと、補正なら繰り越すれば年度越えでできますからね。それがなかったと。だから、何の法令に基づいてやったのかということです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げましたとおり、この事業については町が主催し、事業主体で行いました。また、やはりそのことについては、主催という概念は法的概念ではないということではありますが、町が主催としてこのような事業ができると私は確信したわけでありませう。

○議長（大地達夫君） 質問者の質問内容と答弁が食い違っているような感じもしますが、もう一回だけお願いします。3回ですから、次、進んでください。

○1番（瀧口義雄君） それはおかしいでしょう、議長。アメリカの話をされても困りますよ。質問の趣旨は読み上げていますから、全く別の答弁ですよ。ちゃんと読み上げていますから。私は前年度に予算がなくで何で法令に基づいて実施したのかという質問、それに答えていないじゃないですか。私は法令を聞いているわけですよ、準拠する法令は何かと。議長。

○議長（大地達夫君） 答弁できますか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○1番（瀧口義雄君） 時間がどんどん過ぎていきますよ。

○議長（大地達夫君） 休憩しますか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 何度も同じことを言いますが、私は業務委託契約に基づいてこれらの事業を準備したと。自治法とかそういうものに、基本的に第何条に基づいてということではなくて、町が事業主体として、この事業を委託契約に基づいて進めてきたということでございます。

○1番（瀧口義雄君） 議長、いいですか。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） まず、この答弁をもらっていないのと、業務委託契約は7月11日です。これは2月1日の話。2月1日は業務委託契約はないと、6月13日に答弁しています。業務委託契約に基づいてではないんですよ。私たちは御宿町の法令に基づいて、日本の法令に基づいて、何で前年度に今年度の事業は実施されたかという質問ですよ。それは何で、どこの法令に基づいてやったかという質問です。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、瀧口議員がおっしゃったことは、業務委託契約につきましては、私の記憶ですと2月1日と7月11日にあつて、2月1日は口頭だと。じゃ、2つ契約があるん

じゃないかと、どっちだと言われたときに、私は2月1日と答えているはずなんです。それで、強いて法令に基づくとすれば、先ほど申しあげました第147条の長の統括権です。統括権によって事業を進めております。

○1番（瀧口義雄君） 統括権で前年度にできるという根拠を示してくださいよ。オールマイティーじゃないんですよ。自治法に基づいて、それは統括権はあるかもしれないけれども、自治法でこういう規定されている、議決をもって事業を実施すると。あとは総計主義、単年度主義、これはどうするんですか。それも統括権があれば全部超越しちゃうんですか。その辺の凡例を示してくださいよ。統括権があれば、単年度主義。読み上げましょうか。時間がもったいないから読まないけれども、町長さんは理解しているという話なので。208条、210条、211条、これは超越できないですよ。それは町長が守るべき条例ですよ。あなたは理解できると言っていたんですから、それはどう説明するんですか。208条、210条、211条、これと統括権の整合性を示してください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私の理解は、この210条等、やはりこの参加料が公金であるという、公金、いわば243条に言う町での収入とすべき公金であるという前提をもって、この論理が成り立つと思っております。私は243条に言う公金ではないと考えております。これがお答えです。

○1番（瀧口義雄君） 議長、公金の話じゃなくて、前年度にどうしてこの事業をやって、まだ公金を集めていません、前年度は。はっきり申しまして5月です。この事業を実施したことについての条例は何かと聞いているわけですよ。参加料を集めたのは5月ですから。何の法令に基づいて、統括権があるんだというなら、さっき言ったとりあえずの3条例について、どういう整合性がとれるのか説明してくださいよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これで最後とします。重複します。先ほど申しあげましたけれども、準備です、準備。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと聞こえない。

○町長（石田義廣君） 事業の準備で、2月から始まっております。統括権に基づいて、準備を2月から行っております。

○1番（瀧口義雄君） 事業は実施されているんですよ。準備じゃないですよ。ホームページ、アップして、いろいろものをつくって、金は払っていないけれども、実質的な事業はスタート

しています。事業実施ですよ。募集も明示して始まっています。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 事業実施においても同じことですが、この参加料は公金ではないという見解の上に。

○1番（瀧口義雄君） 参加料の話ではないです。どうやって事業を実施、法令に基づいてしたのかという質問です。公金の話は一言も言っていない。あなたが公金でそういう話をするなら、公金、後で聞きますけれども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 答弁が重複しますが、法令といえば、247条の統括権に基づいて行ったということでございます。

○1番（瀧口義雄君） 統括権は了解していますけれども、それでは208条、210条、211条との統括権との説明をしてください。質問です、これは。あなたが統括権と言うのなら、これで説明してください。説明する義務は執行権者としてありますから、どうぞ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 何度も申し上げます。今、210条あるいは243条……。

○1番（瀧口義雄君） 243条は言っていませんよ。

○町長（石田義廣君） そうですか。208条等ですね。これは、その年度ということに関しまして、やはり町の一般会計に入れるべき予算、事業費、そういうことに関する、一般会計等に関する関連で明記されていると思いますので、私はこれは町予算に編入すべき、収入とすべき内容ではないと、それが答えであります。

○1番（瀧口義雄君） 議長、答弁になっていないですよ。メキシコのプログラムの募集の30万円の話をしているんでしょうけれども、そうじゃなくて、事業実施した話を聞いているんですよ。その当時はまだ予算の修正も否決も何もありません。

議長、時間がどんどんなくなっていきます。最初から60分とお約束してありますから、簡潔に。

○議長（大地達夫君） このまま残りの時間を費やす可能性もあるので、進めてください。

○1番（瀧口義雄君） 何ですか。何を進めるんですか。

○議長（大地達夫君） 話を進めてください、次の質問に。

○1番（瀧口義雄君） 質問しているじゃないですか。

○議長（大地達夫君） 既にこれは3回ルール、はるかに外れていますので。

○1番（瀧口義雄君） 私は質問して。じゃ、アメリカの答弁しているんですよ。そんなことしたらね。それじゃ、言いませんけれども。要するに答弁できないということですね。私の聞いているのは、統括権と208条、210条、211条との整合性を聞いているんですよ。それでは、これはホールディングしておきますけれども。

外国人に公金を全額使わせたことについて理解できないと、そういう話もありますけれども、まずは平成30年2月の学生募集による参加料、今、町長が言われましたけれども、平成30年度プログラム予算要求が重複していた、これはどのように説明なさるんですか。同じものが請求されておりまして、同じ時期に。たまたま修正があったからよかったものの。それは町長自身のホームページですし、予算査定も3回やっていますけれども、それも町長ご自身がやっている。予算案も3月7日に上程されている。同じものが2つ入っているんですよ、こっちとこっちと、これはダブル請求というんですけれども、これはどういうことか説明していただきたい。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） そのときは予算が削除されるというようなことは、毛頭、念頭にはありませんでした。そういうことで請求をさせていただいたということでございます。結果的に、それ以降の状況につきましてダブるような形になりましたけれども、これは、予算が当然、内容的には謝礼とか、そういう内容ではなかったかなと思いますが、予算が足らなければ活用することもできるし、また、この件については確におっしゃるとおりでありますけれども、それが両方乗っかかっていますよということはおっしゃるとおりでありますけれども、それについては結果的には削除されておりますけれども、事業を執行する上で、そんなに大きな支障にはならないと考えております。

○1番（瀧口義雄君） いいですか、議長。いいですか。

全くおかしい話じゃないですか。ダブル請求しているんですよ。予算の修正は3月21日ですよ。これは2月の下旬からダブルの請求して、その理由を聞いているんですよ。代表者が同じものを議会とメキシコで求めているんですよ。236万1,000円かな。何でそんなことをしたんですか。それはチケット代はわかりますよ、チケット代はいつも個人負担だったのを、何か町でそういう形へ18年度から変えたと、それも町長さんご自身の判断ですから、それは別としても、日本に来てから使う諸経費はほとんど入っていました。何でこんなダブル請求したんですか。その説明をしていただきたい、否決されると思って出したわけではないでしょうから。

○議長（大地達夫君） 休憩しますか。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 初めは、確におっしゃるとおりダブルで請求されているような状況になっておりますが、現実的に町の予算は削除されたということではありますが、それについては、私は、2月1日が業務委託契約ということになっておりますので、おっしゃるとおりでございますが、そのことについてはその時点ではわかりませんでしたけれども、明確には認識できなかったわけですが、現時点では、それは確かな事実であると思っております。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと聞き取れないんですけれども。すみません、町長、語尾が聞き取れないんですけれども。町長さん、語尾が聞き取れないんですけれども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 予算を提案させていただいて、3月21日でしたが、予算が削除されたということですが、2月1日に口頭契約がなされたということでもありますので、確かに時間的な流れの中ではダブルっております。そういう中で、結果的には削除されたから業務委託契約が生きてきたわけですが、予算が削除されなかった場合はどちらかの選択になったかなと思いますが、当然のことながら、もし。仮定の話はよしましょう。確かに、ご指摘はご指摘として受けとめます。

○1番（瀧口義雄君） いや、私は指摘したのは指摘したけれども、何でダブル請求をしていたのかと、それを聞いているわけですよ。

もう一点、契約は随契、まずそれをお答え願いたいと。随契をやった、その財務規則の根拠を示してください。口頭で自治体が契約できるんですか。あなたは業務委託契約をしたというのは7月11日だと、口頭は2月1日だと。口頭の契約が自治体では生きる根拠を示してください、まず。それと、外国とやった業務委託契約、どこの条例に基づいて、町の財務規則あるいは条例に基づいてやったのかと、その手続を説明してください。この2点。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） このことについては、ずっと特別委員会の中でも答弁させていただいておりますが、この業務委託契約、随意契約につきましては、地方自治法の施行令に基づいて行ったということでございます。そういうことでございます。

○1番（瀧口義雄君） ちょっと聞き取れなかったんですけれども。議長、語尾が聞き取れないんですけれども。

○議長（大地達夫君） もう一度お願いします。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 業務委託契約についての内容は、随意契約ということでございますが、地方自治法の施行令に基づいて行ったということでございます。

○1番（瀧口義雄君） 議長、いいですか。

施行令に基づくと、全く適用していませんよ。施行令を、じゃ、どことどうやって、どうやったかという説明をしていただきたい。金額もない業務委託契約が成立するんですか。そんなこと書いていませんよ。先ほど言った最初の質問に答えていないですよ。何でダブル請求をしたかという、この一番大事な説明もない。町の御宿町町長石田義廣で契約しているから、これは町の契約ですよ。町の事業だと言っていますから。そうしたら、財務規則、施行令等に全く適合していませんよ。適合しているなら、適合している箇所を法令ですから説明してください。自治法ですから。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1つは、口頭による契約は成立すると、それは私としては確認し、認識しております。また、細かいその施行令等については、もし二、三分いただければ、暫時休憩をして、お願いしたいなと思います。

○1番（瀧口義雄君） 議長、いいですか。

○議長（大地達夫君） はい。

○1番（瀧口義雄君） じゃ、口頭の約束が予算のない中で可能だという、その確認したと言うんですから、ご説明ください。

（「暫時休憩だよ」と呼ぶ者あり）

○1番（瀧口義雄君） いいじゃん。答弁できるんだ。

お願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 一般的に業務委託契約、自治体と個人が契約すると、これは可能であると思います。

○1番（瀧口義雄君） いや、私はそういうふわっとしたものではないと、所感とかそういうのじゃなくて根拠法令を聞いているわけですよ、自治体の事務ですから。じゃ、それをあなたが確認したと言うんなら、自治体が口頭の約束が成立するのか、それも年度をまたいでのことです。確認したんなら、その法令を言ってください。今後、御宿町役場は口頭で、来年これやるからよという約束ができる話になります。来年、何々やるよということが可能になりますから。はい、どうぞ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 口頭による契約はできると思います。

○1番（瀧口義雄君） いや、思うんじゃないくて、あなたは確認したという言い方をしていました。民間では可能ですよ。それは確かに民間の口頭のや。これは自治体で、そういう法令はございません、私の知るところ。だから、あなたは確認したと言うから、その法令を言ってくださいと。あと、財務規則に基づいての説明は、議長、本人が休憩を求めていますので、まずこの2点ですね。口頭の約束か、確認したと言うからその法令の説明。自治体です。民間なら可能です。それと、この口約束が確認したと言うから、その法令の確認。

じゃ、議長、休憩してください、時間がありませんので。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

(午後 2時37分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

(午後 3時04分)

○議長（大地達夫君） 瀧口君。

○1番（瀧口義雄君） 今2点、答弁いただきますけれども、もう一点、時間の関係で読み上げておきます。

千葉工業大学が肩がわりした事業費をなぜ町に入金しなかったのですか。何の法令に基づく行為なのかと、法令の根拠を示していただきたい。この3点。いいですよ、議長。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、ペーパーをいただきましたが、1点目と2点目はお答えは同じくなりますけれども、やはり執行権に基づいて、148条、149条等に基づいて、町の、御宿町のとる事務として行ったということでございます。

また、千葉工業大学が肩がわりした事業費をなぜ町に入金しなかったということにつきましては、これは町が主催で、主体でやりましたけれども、この事業費については実際的に千葉工業大学の事業費といいますか、費用でございますので、これは町に歳入とすべき金銭ではないと考え、行ったわけであります。そういう形での事業執行でございましたが、それは全く可能であると考えております。

○議長（大地達夫君） 瀧口義雄君。

○1番（瀧口義雄君） まず、千葉工業大学は、町長から依頼して町の事業費を立てかえたという理事長の証言がございます。町の事業という形で会議録に載っておりますので、全く答弁が違います。公金の支出を地方自治体は、法律またはこれに基づく云々、権限を私人に委託し、または私人に行わせてはならないと、243条。町の事業だと言っておりますので、町の事業でなかったら構わないんですけれども、石田町長さんに5月に依頼されて、町の事業費を千葉工大の会計で立てかえたと、財務規則によって立てかえたという証言を得ています。

それと、今の契約に対するご答弁ですけれども、随意契約でやったということですから、随意契約の施行条例、財務規則の、どうして正しいのか言ってください。何に基づいてやったのか、この追加の3点。

それと、先ほどから言っておりますけれども、何で法令にないものを口頭の約束がそれはできたのかという答弁になっていないじゃないですか。あなたは確認していたと。全然答弁になっていませんよ。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 3点あると思いますが、第1点目は、千葉工業大学につきましては、5月11日に、町の予算がありませんので事業費についてはよろしく願いますということで、千葉工業大学の支出として事業を行うことができると考えて、両者とも、私と相手方とも理解を同じくしたわけでございます。

○1番（瀧口義雄君） 議長、ちょっと。1点ずつ、これでやりたいと思います。

地方自治法243条は、立てかえ払いを禁止しています。私人をして行わせてはならないということですので、両者が一致しても法的に合致していません。千葉工大の法令はそれでいいんですよ。地方自治体として、あなたが理解しているという自治法では明確に禁止されております。私人をして行わせてはならないということになっておりますので、立てかえ払いは禁止になっておりますので。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 理事長さんが立てかえという表現をどのような意味で申し上げたかわかりませんが、一般的に立てかえといいますと、何か一旦立てかえて、またこちらで払うとか、そういう理解になりますけれども、この事業費については、当然のことながら、千葉工業大学の支出としていただくというような話の内容でございますので、理事長さんもそのように理解していると思います。私もそうであります。

○1番（瀧口義雄君） 確かに支出しました。支出したけれども、町の事業だというのでした

ら、それはできない話なんです。243条でできないと規定しておりますので、一旦、町の金庫に入れてから町が支払うと、これが通則でございます。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 何度も申し上げますけれども、この千葉工業大学の金銭につきましても、町の歳入にすべき金銭ではないと。

○1番（瀧口義雄君） だから、その根拠を示してくださいと言っているじゃないですか、あなた、何の法令に基づいてという。私が自治法の話聞いていて、一言も答えていないじゃないですか。何条の何にあたるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 243条に言う公金ではないという考えであります、この千葉工業大学の金銭につきましてもは。

○1番（瀧口義雄君） これは町の事業ではないんでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町が主催して行った事業でございますが、支出は千葉工業大学で行っていただくということで事業を行ったものでございますので、そのような形で執行できたと、執行できるものと思っています。

○1番（瀧口義雄君） だから、その法的なものを示してくださいと何度も言っているじゃないですか。あなたは町の事業で、町が主催事業だと、理事長は町長さんに言われて立てかえ払いをしましたと。会議録、読みましょうか。払うほうはそれでいいんですよ。ただ、払わせることはできないんですよ、直接。だから、何に基づいて、こういう準則ありますけれども、何も答えていないじゃないですか。思いだけじゃないですか。最初に、思いとかそういうのじゃなくて、法令的なものを聞いているけれども、先ほどから随意契約も全く説明できていないじゃないですか。外国との契約、それも随意契約にできる状況にないものを随意契約しているじゃないですか。こんなことを地方自治体でやったら、統括権の名のもとで、議会なんか要らなくなっちゃいますよ。町長さん一人で、こっちに今10名いるけれども、ごみと同じですよ。おっしゃる方が全部通るんでしたら、もうごみですよ、こっちは。言葉は悪いんですけども。二元制なんて、ていのいいことを言っていますけれども、統括権を持ってくれば全てができる。議会なんか必要ないですよ。だから、答弁できないですから。外国との随意契約が、それも予算のない随意契約、業務委託契約ができる根拠を示してください。示していないじゃないですか。全くこんなでたらめなことをやっていたら、町はおかしくなっちゃいますよ。

議長、時間の都合なので。議長、もう時間の都合で折り返しができませんので結構です。折り返しができるんならいいですよ。折り返しできないものは聞かない。

以上です。

○議長（大地達夫君） 以上で、1番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（大地達夫君） それでは、10番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 石井芳清君 登壇）

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日、町長の再任されて初議会ということであります。同様な質問が前段者にされておりますので、簡潔に行いたいと思っています。

本日の質問であります。町長の政治姿勢についてということで、1、町長は御宿町をどのような町にしたいと考えているのか、どのように実現するのか、相反する意見があった場合、どのように対応するのか、多様性についてどのように考えているのか。

2、公約とその実現方法について。公約とは何か、優先順位はあるのか、具体的にはどのように公約を実現していくのか。

3、給食の無料化についてどのように考えるのか。

4、町外へのお出かけ支援策についてどのように考えるのか。

以上について、ただしてまいりたいと思います。

それでは、まず最初に、町長は御宿町をどのような町にしたいと考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町長は御宿町をどのような町にしたいと考えているのか。暮らしやすい安心・安全な町、住みやすい町づくりを目標としたいと考えております。また、若い人たち、町民の皆様が笑顔と夢が膨らむまち、希望の持てる、魅力ある町づくりを目指したい、このように考えております。

○10番（石井芳清君） 暮らしやすい町づくりを進めたいと、それから笑顔と夢が膨らむまちを進めたいということで今ご答弁だったんですが、ちょっと先ほど紹介はし忘れましたが、本日、町長がお出しになったこのビラ、それから、これは町の選挙管理委員会が発行した広報

ですか、この2つを持ってきております。今、町長おっしゃられましたけれども、それは町長、これでたしか10年を在職されたわけですよ、これまで10年間、町長として。

○町長（石田義廣君）　そうですね。

○10番（石井芳清君）　そうしますと、それはどこまで実現をしたんですか、お伺いをしたいと思います。

○議長（大地達夫君）　石田町長。

○町長（石田義廣君）　この公約といいますか、私は先般の町長選挙におきまして、4回目の立候補をさせていただいたわけでございます。そういうことで、4期目と言われておりますが、実際的には今申し上げましたように、ちょうどまだ丸3期目が、年月的には来年の12月をもって12年になるわけでございますが、ということで、現時点においてはその1年数カ月手前ということになります。

そういう中で、各その2回目、3回目と立候補するときに20項目から25項目ほどの公約を挙げさせていただいておりますが、なかなか、例えばエレベーターの問題にしましても、努力はしておりますけれども、まだ実りになっておりません。そういうことで、幾つかの課題がまだ残っておりますが、ほとんどの課題が70%から80%の内容については手がけさせていただいて、しっかりと終了したもの、あるいは現在進行中のもの、あると考えております。

○10番（石井芳清君）　町長、私がお聞きしたのは、冒頭にどのような町にしたいのかということで、住民が暮らしやすい町にしたいとおっしゃられましたか。それと、笑顔と夢が膨らむまちにしたいと、たしかおっしゃられたと思うんですよ。それで、そのことについて異論を挟む人は余りいないと思うんですが、最後の笑顔と夢が膨らむまちというのは、たしかこれは総合政策の大きなスローガンで、これはたしか石田町長がこの10年間の中に策定された、やはり総合計画のスローガンでよろしいと思いますね。これはどの程度実現をされたんですか。

ちょっと答弁する前にもう少し言いますが、どのような町にしたいのかというのは、私の最初の、今回、今の質問ですよ。住民が暮らしやすい町にしたい、笑顔と夢が膨らむまちにしたいと、これ今ちょっと幾つかつけ加えられているんですけども、少なくとも住民の笑顔と夢が膨らむまちにしたいと、そういう町にしたいんだとおっしゃられたんですよ。個々の話で7割ぐらいですか、と今、答弁いただいたんだらうなと思いますけれども、この笑顔と夢が膨らむまちと、これについてはどのようにお考えなんですか。

○議長（大地達夫君）　石田町長。

○町長（石田義廣君）　これは大きな目標でありますし、スローガンでもありますが、ひとつ

ひとつの事業につきましては、総合計画においても、前期基本計画は終えております。後期基本計画に入って今年は2年目になりますが、前期基本計画においては、達成率も多くあると思います。

そういう中で、例えば今、課題といいますか、問題となっております日本・メキシコプログラム事業等につきまして、このような実態になっているということは私なりに反省しなくちゃいけませんし、今後とも皆さん方のご意見、ご指導をいただきながらやっていきますが、しかしながら、そういう現実はありますけれども、全体としてこの目標といいますか、このスローガンを掲げて前に進んでいきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 町長、このスローガンを掲げて進んでまいりたいということなんです。私はこの総合計画、これを策定されてから御宿町の実態は日々この総合計画のスローガンからどんどん離れていくと。どこに笑顔があるんですか、町長。この1年間、今、町長も答弁でおっしゃられていましたけれども、私たちは意見を申し上げる。あとは議案に採決ですよ。議決と申しましょうか、あるだけですね、議員はね。執行権は町長です。町づくりの旗を、先ほども同様な意見を申し上げていた議員がいらっしゃいましたけれども、私もそう思うんですね。じゃ、そこで、解決すべき、誰が解決すべきだと思うんですか。この目標を、町長がこういう町にしたいということは、多くの方は賛成されましたよね、議会でも。実態はどんどんそれとかけ離れている。なぜこんなことになったんですか、町長。今、反省があるというお話も初めて聞きましたけれども、反省しなければならぬことがあると、1年半の中でね。

御宿町の大事なことは、住民が暮らしやすい町にしたいと。先ほど自治法の話もありましたけれども、住民のため、税金を納めていただいている住民のための仕事が自治体の本旨じゃありませんか。先ほど前段者のずっと議論を聞いておりましたけれども、そのことは町長はどういうふうに考えるんですか。そのことを全て投げ捨てて、1年半、町長も今、反省すべき点はあったということですが、そうしたら、この総合計画の目標、町長が進めたい町づくり、乖離しているんじゃないでしょうか、難しい言葉で言えば。かけ離れているんじゃないでしょうか。そのことの認識の反省があったということだと思いませんか。私が言ったことは、じゃ、お認めになるわけですか。今、私が、この間、御宿町はこういう状態であったということ、私は今簡単に説明したというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） この笑顔と夢が膨らむまちは大きな理念といいますか、スローガンでありますので、これに向かっていきますけれども、私としても私自身の能力のなさはあります

けれども、一生懸命やっています。自分で言うことは申しわけないんですけども。皆さん方も一生懸命やっています。そういう、お互いにやっておりますよね。私はそう思っていますけれども。

そういう中で、このたびあのような選挙になりましたけれども、その結果、私は信任をさせていただきます。さらには、その結果を得て、また自信を得て、この町の目標に進みたいと考えております。

○10番（石井芳清君） この問題、ちょっと置いて、先に進みます。

そうであるならば、じゃ、これについて、いわゆる今、笑顔と夢が膨らむまち、個々の話じゃありませんよ、大きく。それをどのように実現するのか、お聞かせください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町民の皆様方の意を理解し、思うところ、考えるところを理解し、意を酌んで、町民の皆様のために町づくりを進めていきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） はい、わかりました。

次に移ります。町民の中には今、町長ご自身答弁いただきましたけれども、さまざまなご意見、ご要望があると思うんですね。その中には当然いろんな相反する町民同士、また町長の施策を含めて相反する意見があるというふうに思うんですが、こうした場合、どのようにそれを解決なさるんですか。決定権者は御宿町でただ一人ですよ、と思うんですが。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 調整できるものはしっかりと調整して、町づくりを進めていきたいと思えます。基本はその施策がいかにか町民のためになっているかということでありますので、そのことが判断の基準となります。

○10番（石井芳清君） それはどのようにされるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 答弁も繰り返すといいますが、重複いたしますが、とにかく私たちは、町民の皆様方が何を考えているのかしっかりと意を酌んで、しっかりと理解して、町づくりを進めていかななくてはいけないということであると思えます。

○10番（石井芳清君） 今、町長のおっしゃることは別に外れているわけではありません。私もそのように思います。そのときに、繰り返しますが、さまざまな意見もしくは住民同士の相反する意見、それから町長の施策とも相反する、そういう場合に、それをどのように調整するかということなんです。それは一人一人の意見は町民の意見ですから大変大事だと、これは

私もそういうふうに思います。どのように判断をするのかと、どのように解決をするのかと、解決しますよと言っているんですけども、どのように解決するんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろんな意見があった場合、どのように調整し解決するのかということでございますが、ぎりぎり、やはり時間の制限とかいろいろあると思いますけれども、しっかりとお互いに膝を詰めて、理解し合って、結果を得ることができるものはそのようにしていくと、中にはできないものもあるかもわかりませんが、そのように私も町民の代表として、皆様方も町民の代表として、お互いによく理解し物事を進めていきたいと思います。

○10番（石井芳清君） 膝を詰めて話し合う、そういうことをおっしゃられましたですね。今日は当選されてから何日ぐらい経過しますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 7月7日に選挙がございましたので、本日は9月3日でございますか。そういうことで、2カ月近くが経過しております。

○10番（石井芳清君） 町民の皆様は選挙中も含めて、多数の方々と当然お話をいただいたんだろうなと思います。議会は公式だと思いますね。例えばこの定例会は、たしか本会議は今日が初めてだと思いますね。それからあと協議会、御宿町は。あと、各種委員会等があるわけですが、一般的に議員と申しますと、全員ですと本会議もしくは議員協議会というのが議会の制度上、御宿町としてあるわけでありまして、そういう機会というのが、一般的に公式の中では議員と直接話をするという場所だというふうに私は理解しているわけでありまして、それでよろしいのかということと、この間、町長はそれに対してどのような対応をとられたのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） これはいろんな状況下がありますけれども、このたびはあのような4月の選挙がございまして、まだ皆様方におかれましては今月選挙を控えているということでございます。そういう中で、大変お忙しいかなと思いますが、基本的な考えは先ほど申し上げたとおりであります。

○10番（石井芳清君） ですから、お話ししたことがあるんですか、ないんですかということだと思っんですね。町長、だって、さまざまな意見、相反する意見と前提で私はお話しさせていただきましたよね。1年半いろんな問題を抱えて、当然町長も、先ほども質疑ありましたが、町長は町長の信念を持って多分やられたと、私たち議員もおっしゃられるとおり、

議員、個々を含めて、信念、政策を持って、議会活動していると私自身は思っております。その結果の中で、この約2カ月間ですよね。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） およそ2カ月近くたっておりますが、これは本当に私も至らないところはありますけれども、お互いに気持ちを開いていきたいなと思います。

○10番（石井芳清君） 町長、執行権者は町長ですよね。町長が住民から信託を受けたわけですから、町長になられたわけですよね。ですから、町長なわけですから、町長として議会にアクション。こちらから起こすという話は一般的にやっておりますよ。

そういう中で、ちょっと先に進めたいと思います。

それでは、この質問の中の最後になりますけれども、多様性という言葉がさまざまなことで今、語られておりますけれども、多様性について町長はどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 多様性についてどのように考えるのかということですが、ごく一般的な考え、回答になりますが、意見が多様であった場合は、どの方策を選択すべきなのか、実行すべきなのかということについて、広くご意見を伺いながら実行していきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） それは政策の実施ですよね。要望を聞いて、さまざまな意見を聞いて実施するというお話ですよね。多様性というのはもっと私は広い意味があると。当然、御宿町は昔から住んでいらっしゃる方、比較的新しく居を構えた方、また、外国から来られた方、さまざまな方、当然、男性、女性、ちいちゃい子どもから高齢者まで約7,000人ですか、いろんな方が住んで、私は7,000人の個性がある町だというように思っているんですね。今、男性、女性ということについても、その概念が非常に幅広いということが国会でも議論されているように伺っております。例えば、過去の例では男女雇用均等法ですとか、そういう法令もできたように伺っております。

そういう中で、御宿町の代表者として町づくりをしていくと、要するにひとつひとつ決定をしていくということだと思うんですね。たしかこのショウシのビラには、町民の皆様お一人お一人を大切にする町づくりというふうに町長は述べています。私も全くそういうふうに思うんですね。じゃ、これはどのように実現するのかということだと思うんですね。細かい話をすれば、町長が答弁いただいた話です。その前提条件として、私は今、非常に幅広い概念が存在す

るといふふうに考えております。じゃ、そういうものについて町長はどのように考えているのか、また、そのことについて考えたいのか、いたさないのかと言ったらちょっと失礼な質問かも知れませんが、もう一度お聞かせください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町民の皆様お一人お一人を大切に作る町づくりと。日常生活の中でも多くの町民の皆様に出会うことがありますし、また役場においても多くの町民の方々が役場に来て、いろいろと事務と申しますか、いろんなことをなしてございますが、そういうことで、とにかく基本、町民の皆様お一人お一人を大切に作る町というのは、やはりちょっとした日常生活の会釈、挨拶、そこから始まるのではないかなとは、そういうことは非常に重要だとは考えております。

そういう中で、今おっしゃられましたように、多様性ということについては非常に多くの方がいろんなご意見をお持ちしていると、それをどのように調整するのかというのは、やはりお一人お一人のお考えをしっかりと伺って、調整できるものは調整していくと、そういうことで考えております。

○10番（石井芳清君） それは前段の質問であって、今、私が町長にお伺いをしているのは、最初に私がこの質問をしたときの答弁と、次に、私が多様性というのは非常にさまざまな広がりがありますよというお話をさせていただきましたね。そういう配慮が、私は今、町政を運営するのに必要だという認識で見解を求めたわけです。男性、女性、小さい子どもから高齢者まで。男性、女性という概念も今は非常に深い議論がされているやに伺っております。そういう配慮というものが一人一人を大切にするという施策、一言のスローガンと申しましょうか、ここに書いてあるわけですが。その一番の土台のことを私は町長に伺っているわけです。そういう配慮をして町政を運営するということを町長はされるんですかということなんです、逆に言えば、簡単に言うと、私から聞きたいのは。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ここに示されておりますのは私の公約でありますから、このとおりにしっかりと実行していくと、それが私の使命であります。

○10番（石井芳清君） 3回目になりますけれども、それを実行するというか、一人一人を大切にするという、この言葉ですよね。その一人一人を大切に作る具体的中身というのは、繰り返しますけれども、さまざまな今、広くまた深い概念が国会でも議論されるということをお私には大事じゃないかと、そういう多様性を大事にする、そういう中で一人一人を大切にすると。

ただ単に大事にするといってもよくわからないんですね。という考えは、町長には、逆に言う
と、ないということによろしいわけですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私は自分自身については、そういうことを目標といいますか、目指し
ておりますが、他者から見て、あなたはないねと言われれば、それはないかもわかりませんけ
れども、いろんな考え方もございますから、私としては目標をしっかりと定めて、努力させて
いただくということでございます。

○10番（石井芳清君） 次に移ります。

次、公約と実現方法について伺います。

町長の公約とは何でしょうか、お伺いいたします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 当たり前のことでございますが、公約とは公に約するということであ
ります。公とは町民の皆様であります。町民の皆様にお約束をするということであります。

○10番（石井芳清君） 具体的にはどういうものがあるわけですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 石井議員のお手元にあると思いますが、先日、公約として、このよう
な選挙の際にチラシを出させていただきました。災害に強い安心・安全な町。高齢者が生き生
きと暮らせる町。観光と産業が元気、活気あふれる町。きれいな町づくりに挑戦します。子ど
もは町の宝、子育てと教育の町。人が輝き、世界に開く文化の町。このような表題、テーマが
あります。その中で、各項目それぞれ5つから8個ぐらいの項目が入っております。

○10番（石井芳清君） 細かくはこの書いてあるとおりであるというふうに認識をいたしま
した。非常にたくさんの項目がございます。町長の任期というのは残任期間ということによろ
しいわけですね。残任期間でよろしいですか。ちょっと、この公約を実現するための期間の
ことを言っているんですけれども、残任期間でよろしいですか。

はい、残任期間でよろしいということで、そうしますと、非常にたくさんの項目ございま
す。これは、例えば優先順位とかというのはあるわけですか。優先順位があるのであれば、
この中からこれは一番やりたい。10個ぐらいですか、5つでもいいんですけれども、ちょっと
ご紹介いただけませんか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私はこのような公約を掲げておりますが、ご承知のように、後期基本

計画アクションプランにおきましては、重要施策について、1、2、3と位置づけております。しかし、そのときの状況に応じて、例えば危険性とか緊急性とか発生した場合、あるいは行政は生き物でありますから、常に変化していますから、さまざまな事象の変化により、優先性・重要性などが変化する場合もあると考えております。総合的に判断して事業を遂行していきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 当然、町長がおっしゃられた、例えば災害とかというのはいつ起こるかわからないと。起こったら、当たり前ですけれども、それはもう何をおいても行わなければならないということは私も理解をしています。しかし、これは町長として公約をされたわけですよね、選挙で。当選されたわけです。それは確かにさまざまな関係機関含めて調整が必要かどうかというのは、ちょっとそれはこの後聞く予定ではありますけれども、町長としては、何がやりたいとかというのはあるわけですか、それとも、これしかないということなんですか。何をおいてもこれだけはやりたいというのはあるわけですか。それは一本でも構いません、町長の思いだと思いますので。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ここに書いてある内容は全て重要であると思っています。しかしながら一どきには全部できませんので、そういう中で、今ご質問の主意を酌みますと、やはり先ほども出てまいりましたが、基本は町民の皆様がいかに困っているかとか、いかに要望されているかとか、いかに町民のために一つの施策がどのように反映される、それが一番私は重要なことであると思います。

そういう中で、やはりこれはずっとそうございましてけれども、災害はいつ起こるかわからない。東日本大震災からずっと8年余りが経過しています。このやはり準備、備えというのは必ず必要、常に必要であると思っています。

また、高齢化が進んでおります。そういう中で、先ほどちょっと言及いたしましたけれども、エレベーターなどは、これは本当に、私どもを初め町民の皆様が一体となれば、これはできないことではないと思うんです。そういうことで努力をさせていただきたい。また、医療、福祉、介護、この高齢化の中で、やはり町民の皆様がこの事業について、できるだけ早急に対応していただきたいと、それを望んでおられるのではないかなと思います。

そして、全町公園化にかかわる全町公園課の設置、これはやはり御宿町の最大の利点を生かす町づくりであると思います。しっかりときれいな町づくりをして、全てにこれは影響しますから、いい結果が出てくると思いますので、町なかの景観とかベースをきちんときれいにして

いきたい、とりあえずこのようなことを申し上げさせていただきます。

○10番（石井芳清君） 4点について、お伺いいたしました。

次に、その公約を実現するために具体的にどのようにするのか、具体的な手だてですね。お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろ答弁が重複いたしますが、町民の皆様にご理解をいただきまして、また議会においてもご理解をいただきまして、施策を推進し、公約を実現していきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） 公約を実施したいというか、推進したいというお話ですが、それはどのようにやるのかという具体的なお話を伺いたいです。手順ですね。ただ、ここでお話しすればできるんですか、ここにこういうふうに書けば、それは公約ですね。これを形にする必要があるんだと思うんですね。それはどういうふうにするんですか。先ほど議決とか予算とか、いろんなお話も出ておりましたけれども。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議会において、議員の皆様方によくご理解いただけるようにしっかりと説明させていただいて、できるだけひとつひとつの事業が先に進むように、事業が達成できるようにさせていただければなと思っております。

○10番（石井芳清君） 町長の公約を実現するために、職員の関与はなくてもよろしいということでしょうか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 言葉が不足いたしました。全く私一人では何もできないと言っても過言ではないと思っております。全ては職員の方々がやっていただきます。そういう意味では、職員の皆様を大事にして、しっかりと連携をとってやっていきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） 大事にすれば公約は実現できるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 大事ということは一つの言葉であります。要するにお一人お一人の課長さんもいろんな性格とか、いろんな能力ございますので、できるだけお一人お一人の能力が全開できるように、実となってできるように、私も能力は余りありませんけれども、いろんなことを教わることは多い場面もありますが、そういう中でしっかりと連携をとってやっていきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） 公約ですよね。公約、これは紙なんです。執行権というのは紙でできないことはないんでしょうけれども、一般に指示、命令というふうに言われると思うんですね。公約を実現するためには、少なくともこちらからお話しさせていただければ、私もよくわかりませんよ、議会人ですから執行権、執行部の内部についてはわかりませんが、一般的には課長会議というのがあるんですか、よくわかりませんが。そこで町長の施策を発表するというか、指示をして、そして事業を組み立てると。計画をつくと。例えば、議案をつくる、法令をつくる、予算をつくと。それを議会に諮ると、提案してですね。これは9月議会、そういうことなんだと思うんですけども、そういう手順で町長の公約を具体的な形にする、実行にするということだというふうに、私はそんなふうに思っているんですね。それが公約を実現させる具体的な手だてではないかなと私は個人的に考えているんですが、そうではないんですか。ただ単に大事にすれば、物事はひとつひとつ実現していくということなんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 1つの公約を進めていく中で、やはり私が思うところは、やはり1つの公約について初めに担当課長さんとお話をすると、担当課長といろいろ意見交換をしたりやったり、またその前後がありますけれども、課長会議で皆さんのご意見を聞くとか、私の考えを述べさせていただくとか、そういうことで1つの事業を煮詰めていきたいと思えます。

○10番（石井芳清君） それでは、お聞かせ願いたいと思いますが、その課長会議、一般的には課長会議で町長の意見を表明して、課長が事務をとるということが一般的であるかと思うんですね。じゃ、課長会議は就任されてから何回行われましたか。それはいつですか。町長、招集されるのは町長でしょうから。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 課長会議は、基本的に第2、第4金曜日にたしか行っております。そういう中で、いろんな行事があったりすると日にちを変更したり、あるいはそのときは行わなかったりしますが、そのようなことでございますので、7月以降、平年といいますか、例年よりも、平常よりも非常に何か行事が重なったりなんかして少なかったなどは思っておりますが、基本的には月に2回行う予定でございます。

○10番（石井芳清君） 町長自身が出席されたのは、いつといつですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いついつというのは今、念頭に入っておりません。

○10番（石井芳清君） 総務課長、ちょっと。課長会議、就任されてから、いつといつやられたか。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 8月。ちょっと手帳の確認の範囲で申しわけございません。8月16と23日、それと26日であると思います。

○10番（石井芳清君） 8月16日が最初ですか。たしか本定例会、一般質問が8月15日だったと私は記憶をしております。じゃ、その間、町長、就任されてから何をされていたんですか。4年間ではありませんよね、町長の任期。1年とちょっとですよ。来年の12月までと先ほども議員からお話が出て、町長も同意されておりましたけれども、非常に短期間の中でこれらの仕事を実施をしなければいけない。実現に向けた協議をしていかなければいけない。そのための起案をしていかなければいけないんじゃないでしょうか。私は、町長選挙で、町長は非常に力強くそのことは語っていたと思いますよ。私は、何かすぐにでもやるんじゃないかと思っていました、就任したら。これ以外にどういうふうにして、この町民皆様の願いを実現できるんですか。

しかも、これははっきり言って9月議会の、要するに課長の皆さんが計画に基づいて組み上げた、その予算じゃありませんか、条例だとか含めて。要するに定例事務ですよ、もともと当初予算のときに議決があった事務の内容ですよ。町長の先ほど所信の諸般の報告の中に、今般の議案の提案がありましたけれども、その中にこのどれが実現または実現に向けた内容は入っているんですか。それはどのように協議されたんですか、指示されたんですか、伺いたいと思います。

ないんじゃないでしょうか。じゃ、町民と何を約束したんですか、町長。いつやるんですか、町長、それを。町民と何の、この約束をされたんでしょう、町長。それは来年の12月に議案を提案をするんですか。すぐにでも課長に指示をして、計画なり、予算なり、事業なりをつくって、議会と協議すべきではありませんか、もしくは、合意ができたものについては議案として提出すべきではありませんか。

先ほど前段者で、町づくりのビジョンが必要だという、そういう点ございましたね。10年たっているんじゃないでしょうか、町長。これからつくるんですか。誰と話し合っつくるんですか。課長の皆さんとこの話をして、この公約、誰とお話ししてつくるんですか。町長、おっしゃいましたよね。事務の実施は職員の皆様によってやっていただくというお話をされたじゃありませんか、ご自身で。ずっと私は、課長さんは待っていたと思いますよ、町長から指示が出

るのを。何をおいても町民とお約束したことを、それに緒につくといいですか、仕事に入るといことが町長の一番の仕事じゃありませんか。違いますか。

この2カ月間、町長、何をおやりになっていたんですか。町民のお約束ですよ。私もよく知っております。私も大事な課題だと思っています。皆さんからこの多くはぜひやってほしいと伺っております。どうして答弁がないんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 私も能力がないんですけれども、一日一日、全力で生きているつもりでございます。そういう中で、ご批判は甘んじてお受けします。しかし、公約として挙げたことについては、できるだけ達成していきたいと。結果、達成できなかつたら、これはまた町民の皆様のご判断に仰ぎますから、これはもう挙げたものですから、これを目標にして、なかなか一どきには全部できませんけれども、整理しながら、タイミングをはかりながら、やっていきたいと考えております。

○10番（石井芳清君） ご批判を受けるといったって、これは切実ですよ、全て、ほとんど。町民は待ってられませんよ。繰り返しますけれども、4年でしたらば、ある程度の時間的余裕があります。要するに、公約を実施する期間というのであろうかと思えます。

それと、先ほど職員の皆さんを大事にされるというふうにおっしゃいましたけれども、先ほどの一般質問をずっと私は伺っておりましたけれども、私は一番大事なものは町長と職員との信頼関係だと思うんですね。大事にするということよりも、大事にするということで信頼関係というのは解決するのでしょうか。その辺は、町長ご自身どのように考えていらっしゃいますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 職員との信頼関係は、おっしゃるとおり一番大事なことではないかと思えます。職員だけじゃなくて、人と人の信頼関係、人間と人間との信頼関係、これが物事を達成する一番の肝心なことかなと思っています。そのようなことに対して、私ができてないじゃないかと言われれば甘んじてご批判を受けますが、努力させていただきたいと思えます。

○10番（石井芳清君） 信頼関係はどのように構築されるお考えですか。今、職員のこともおっしゃいましたね。大事なことだと。私と全く同じ、私のお話に全く同意をいただいたと思っております。私もそういうふうに思います。それはどのように実現をしていくんですか。

それから、町民お一人お一人に議会議員というのは入っているのかどうかよくわかりませんが、先ほども前段者の質問もありましたけれども、じゃ、議員、議会との信頼関係、これはどのように構築されていくんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 基本的に一日、朝から始まりますが、朝初めて会ったときに、挨拶、おはようございますとか会釈、こういったことは非常に重要なことだと思います。職員同士、また私と職員の皆さん、また議会議員の皆さん、会ったときにご挨拶をさせていただくという事で、そこから出発するのかなと思います。いろんな意味の、そういったコミュニケーションといいますか、信頼関係を築く要素は多くありますけれども、ひとつひとつできることから対応していきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） それがこの2カ月間なんですか。挨拶から次のステップにはもう進まれたんですか。やはりこの公約、例えばこれは町づくりですね、公約。この思い、あるのであれば、職員や議員と議論を戦わせるという言葉は失礼かも知れませんが、どう実現するのかと、日々話し合うということじゃありませんか。膝を交えてというお話をされましたよね、先ほどね。私は、これの実現する担保というか保証、ずっと今日先ほどから約50分近く質問させていただいておりますけれども、これを実施する担保と申しますか、保証というのは一切見えてこないんですよ。おはよう、こんにちはどうでしたら、もう10年たちますよね、町長。冒頭言いましたけれども、総合計画のスローガンから実際の御宿町の町民の気持ち、私は、どんだんかけ離れていると思いますよ。これを解決するのは誰なんですか。

こんなことはかつてなかったと思いますね。20数年前にそういうことが一時ありました。そのときから、御宿町はさまざまなことでみんなとことん話し合っ、一個一個、私は解決した、前に進んできたと思っております。例えば、道路の問題についても今はちゃんと行政区の区長さんの中で話し合いをさせて、それこそ優先順位だとか決めていただきながら、ひとつひとつ着実に前に進んでいると思っております。今、信頼関係は、ほとんどないんじゃないんですか、町長。それをどうされるんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろご意見、ご批判いただきますが、このたび選挙において、私は今までやってきたことについて町民の皆様に信を問うと、皆様との信を確認するという事でやりましたところ、幸いにも私は信をいただくことができた、背中を押された、自信を持ってやりなさいと、私はそのように町民の声を伺いましたので、これからしっかりやっていきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） ですから、これを実現するためには、職員や議員ときちんと自信を持って話し合いをすればいいんじゃないですか。今おっしゃられたとおりじゃないですか。そ

それをなぜやらないんですかというのが私のさっきからのずっと質問です。どこにあるんですか、その問題は。町長自身の心構えじゃありませんか。

次に、ちょっと細かいのを。3と4でありますけれども、これは町長の施策の一部に入っているかも知れませんが、具体的にお尋ねをしたいと思います。

給食の無料化について、どのように考えるかということであります。

全国では、家庭で食事が満足にとられる、無償など安価で食事を提供することのできるレストランが増えていると報道されております。御宿町でも食育として、業務の一環として取り組まれているというふうにも伺っております。私も御宿町として、ぜひこの部分では給食の無料化、無償化ですよね。町長、先ほども町民一人一人を大切にされるというふうにお話をされておりましたので、これについてどのように考えているのか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 給食の無料化ということですね。給食の無料化についてどのように考えるのかということでございます。学校給食に係る費用負担につきましては、学校給食法の規定に基づきまして、給食の提供に必要な施設設備の維持管理経費や光熱水費、調理員の人件費などは、設置者である市町村が負担し、保護者には食材料費のみをご負担いただいておりますが、経済的な理由で教育費の負担が困難な児童生徒に対しましては、就学援助費として給食費の全額を町が助成し、支援しております。

平成30年度決算ベースで見ますと、御宿小中学校の学校給食実施に係る経費は約4,100万円で、そのうち管理運営費として、町会計で2,200万円を支出し、食材料費の約1,900万円は保護者の給食費を財源として賄われております。

給食費の無料化についてのご質問ですが、給食費の公費負担を実施するためには、毎年約4,000万円の財源を安定的に確保していく必要があります。子育て支援策として無料化を実施している市町村もございますが、御宿町では小中学校入学準備金や修学旅行費用、補助金など、既にさまざまな町独自の子育て支援策を実施し、保護者負担の軽減に取り組んでおりますので、現時点におきましては、給食費についてはこれまでどおり保護者にご負担をいただきながら、学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

○10番（石井芳清君） 小中学校、当面は現状のまま進めたいというお考えだったろうと思います。たしか今般の議案の中で保育所ですか、給食費無償化というようなお話もあったように伺っております。先般そういう協議も担当課から伺ったところでありますが、そういう形で

今、乳幼児に対するいわゆる給食無償化、これは御宿町の判断ということでありましてけれども、これも多分、ちょっと議案を正確に説明いただかないとわかりませんが、そういう判断を御宿町がしたというふうに思っているんですね。

小学校については、現時点は別にしても、その必要性はある、ない、これはどうなんですか。現時点というのは、先ほども言いましたけれども、1年ちょっとですか、ということになろうかと思えますけれども、こういうことに御宿町、要するに今、町長として、政治家として、そういうことに判断をするということは将来もないということによろしいんですか。

議長、これは町長の政治判断ですので、職員で答弁するような話ではないと思いますので。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） すみません、もう一度。

○10番（石井芳清君） 当面はないという、当面は考えていない。要するに、既存の補助制度を延長させると、要するに追加させないと、膨らませないということだと思えますけれども、これはもう将来というか、その前に保育所については今回、無償化ですよ。町独自の、給食についてという点が今般されているように伺っております。小中学校については、今後も御宿町として独自のことは考えないと、将来に向かってですね。直近の、例えば1年半、またその先、町長どうされるかわかりませんが、こういうことは御宿町として未来永劫、町長は考えないと、要するに国の施策そのものをやると、あとは今の補助制度をそのまま延伸させていくということなんですか。その確認なんです。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 小中学校の児童生徒に対する一人一人に対する教育費の支出は、近隣市町村で一番高いんです、御宿町は。細々といろいろありますけれども、そういう中で、財源が許せばそれは検討の中に入ってきますけれども、今のところそういう状況にありますので、当面という言葉はどうかわかりませんが、非常に御宿町として子どもたちに、児童生徒には、非常にそれなりの厚い教育費の支援をしておと考えておりますので、現時点では、将来何十年、例えば5年、10年後とか、それはもういろんな社会状況、いろんな状況の変化はありますけれども、当面は現状況で行っていきたいと思います。

○10番（石井芳清君） いろいろおっしゃられましたけれども、全くないということではないということによろしいわけですよ。要するに、財政が許せばというお話を今されたわけじゃないですか。優先順位の話ですよ。全くないということではないということによろしいんですか、承って。全くないということなんですか、それとも。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろんな状況を見ながら検討していくということでございます。

○10番（石井芳清君） はい、わかりました。

次に移ります。

町外へのお出かけ支援策についてどのように考えるのか、お伺いをしたいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 町外へのお出かけ支援策についてどのように考えるのかというご質問でございます。現在、町で運行しておりますエビアミー号は、ご承知のとおり、町内のみの運行でございます。これは主たる公共交通への二次的交通手段でございますので、町外へお出かけの際の公共交通は、鉄道または乗り合いバスということになります。御宿町には規模の大きい医療機関や商業施設がございませんので、町外へ出かけることも少なくないと存じますが、鉄道や乗り合いバス、タクシーの営業に影響を与えることも避ける必要がございます。そういう中で、地域的な要因から成る事情は同様でございますので、近隣市町村などとも情報を交換し、また、施策の検討などを行いながら検討していきたいと思っております。

○10番（石井芳清君） 3番目、最後の町外のお出かけ支援については考えたいということでございますので、これは近隣の市町村とも話し合いたいということですが、具体的にそれはどういう場所なんでしょうか。どのようにされていくんですか。これから関係市町村と話し合いをするということなのかもわかりませんが、具体的にどういうふうにされるんですか、お考えがあれば、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 例えば、近隣といいますと、やはりいすみ医療センターとか、あるいは勝浦にあります塩田病院ということが念頭に浮かんできますけれども、いすみ医療センターも今まで、数年前ですか、バスがありましたけれども、経営上の都合でできませんということになっております。そういう中で、勝浦の塩田病院につきましては、近隣ということでございますね。この辺が検討課題にできるのかどうか、いろいろな機関あるいは勝浦市、協議等、打診をして、いろいろなご意見も伺いたいなと思っております。

○10番（石井芳清君） 時間がありませんけれども、たしか公共交通に関する審議会もございましたね。それも含めて幾つか諮問委員会がある。町長は持っていらっしゃると思っております。また、県においても幾つかブロックごとにあるやに伺っております。そうしたものも当然今、

私がお話ししている、そういうお出かけ支援だとか公共交通、そこの話し合う場所だと思うんですね。

町長ご自身がどうこうするかということもあろうかと思いますが、そうした問題意識があるんだったら、それをどうするのかと今日ずっと質問してきましたけれども、担当者に指示をして、ちゃんと調整を図るということじゃありませんか、可能性があるのかどうか。町長自身が政治家として動く、これは両方あると思うんですね。それで案をつくっていくと、協議を進めていくということじゃありませんか。その辺について、これは要するに行政組織の仕組みの問題です。

町長が公約を実現させるためにどうすればいいのかと、全く見えてこないというのが今回の一般質問だったというふうに思います。最後、何かおっしゃりたいことがあればお伺いをして、私は質問を終わりたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 地域公共交通ということに関しまして、できるだけ町内の皆様の機関の利用をより充実していくことは1点あるんですけども、また、町外について検討というのは、ご質問いただきましたからこのようにお答えさせていただいて、これから果たして、検討ということでございますので、可能なかどうかはなかなかですね。先ほど申し上げましたけれども、やはり民間のいろんなタクシーとかバスとかいろいろ、JRにしてもそうですけれども、いろんなところでやはりそういう一つの企業が成り立っておりますので、その辺もございますので、なかなか難しい問題だと思います。そういうことで、とりあえずそのように関係機関、関係者とも打診をしてみたいなと思います。

○10番（石井芳清君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（大地達夫君） 以上で、10番、石井芳清君の一般質問を終了します。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。

（午後 4時15分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時32分）

◎日程の変更について

○議長（大地達夫君） ただいま、議会運営委員会により日程の変更について協議しました結

果、本日と4日の日程について、お手元に配付した日程に変更することといたしました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

本日と4日の日程について、お手元に配付したとおりといたします。

◎時間延長の件

○議長(大地達夫君) お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。

議事の都合により会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長いたします。

◎議案第12号の上程、説明

○議長(大地達夫君) 日程第5、議案第12号 平成30年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長(田邊義博君) 議案第12号 平成30年度御宿町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算収支でございます。

決算書の117ページをご覧ください。

平成30年度一般会計歳入歳出決算は歳入総額が40億3,177万2,540円、歳出総額が38億4,265万8,299円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億8,911万4,241円となりました。また、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源1,510万440円を差し引いた実質収支は1億7,401万3,801円となり、標準財政規模に対する割合で見る実質収支比率は7.3%となりました。

それでは、歳入決算の状況からご説明いたします。お手元の決算概要にてご説明いたしますので、概要の7ページをお開きください。

歳入総額は40億3,177万3,000円で、前年度と比較し1億1,748万1,000円の増、率にして3%

の増となりました。

歳入決算の主な特徴についてご説明いたします。

1 款町税は、9 億4,956万6,000円で、前年度と比較し4,324万9,000円の増となりました。主な要因としましては、分離譲渡所得により個人所得が伸びたことによる町民税の増加です。

なお、徴収率においては、現年度分が98.02%、滞納繰り越し分で15.08%となりました。

税目ごとの主な特徴点について申し上げますので、8 ページをご覧ください。

まず、町民税のうち個人所得割は3 億2,152万7,000円で、前年度と比較し4,313万1,000円増加しました。主な要因としては、分離長期譲渡所得の増加でございます。また、法人町民税は均等割を含め3,491万円で、事業所得の伸びなどにより、前年度と比較し60万2,000円の増となりました。

固定資産税は、総額5 億2,275万4,000円で、前年度と比較し42万3,000円の減となりました。設備投資の進展により、償却資産では584万4,000円増加いたしましたが、評価替えに係る既存家屋の課税標準額の減少により、家屋分で863万9,000円減少しております。

軽自動車税は、1,799万3,000円で、前年度と比較し41万8,000円の増となりました。新税率適用車への買い換えや、経年重課車の増加が主な要因です。

町たばこ税は、3,288万7,000円で、受動喫煙対策など、売上本数の減により前年度に比べ20万1,000円の減少です。

7 ページにお戻りください。

2 款地方譲与税以降は、内容や増減に特徴のある項目について説明いたします。

2 款地方譲与税3,973万2,000円、6 款地方消費税交付金1 億2,395万8,000円ですが、景気の回復基調を受け、それぞれ伸びを見せました。

10 款地方交付税は、12 億1,279万2,000円で、前年度と比較し76万3,000円の減となりました。普通交付税では、算定の基礎となる基準財政収入額において、市町村民税の分離所得が大きく増加したことなどの理由で2,381万3,000円の減となりましたが、特別交付税では、地域おこし協力隊や地方創生推進交付金などに係る経費が増加したことにより、前年度と比較し2,307万円の増となりました。

12 款分担金及び負担金は、2 億4,235万8,000円で、前年度と比較し4,234万5,000円の増となりました。主な内容といたしましては、町清掃センターの利用に係るいすみ市からのごみ処理負担金や、中山間地域総合整備事業に係る分担金です。平成30年度は清掃センターの大規模改修の執行に伴い、ごみ処理負担金が増加したことにより、前年度比で増加となっております。

14款国庫支出金は、1億9,811万5,000円で、主な内容は、介護給付費負担金や児童手当負担金など、民生費国庫負担金のほか、橋梁やトンネル補修等に係る社会資本整備交付金です。臨時福祉給付金事業補助金の終了など減少要因はあったものの、社会資本整備交付金や公営住宅等ストック総合改善事業、心身障害者に対する介護給付費負担金が増加し、総額では前年度と比較し384万4,000円の増加となりました。

なお、町内小中学校のエアコン設置に係るブロック塀冷房設備対応臨時特例交付金の1,877万1,000円を翌年度に繰り越しています。

15款県支出金は、1億7,762万5,000円で、主な内容は、民生費県負担金のほか、農林水産業費補助金や選挙執行に係る県委託金等です。国庫支出金と同様、介護給付費負担金は増加となりましたが、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金や漁港利用計画策定に係る水産基盤整備事業交付金の終了等により、前年度と比較し1億1,892万4,000円の減となりました。

17款寄附金は、9,727万1,000円で、前年度と比較し1,172万3,000円の減です。活力あるふるさとづくり基金寄附金の減によるものです。

18款繰入金は、1億8,068万8,000円で、前年度と比較し4,446万1,000円の減です。内容は、活力あるふるさとづくり基金繰り入れや公共施設維持管理基金繰り入れのほか、介護保険特別会計からの繰り入れで、減少の要因といたしましては、平成29年度に借り入れた減債基金や国民健康保険特別会計からの繰り入れの減によるものです。

20款諸収入は、6,543万8,000円で、前年度と比較し2,698万3,000円の減です。主な内容は、宝くじ助成金や有価物売払い料金など、他の費目に属さない収入を計上しており、平成29年度の御宿台公園テニスコート改修時に、独立行政法人日本スポーツ振興センターから地域スポーツ施設整備助成金の交付があったことにより減少となっております。

21款町債は、4億4,007万5,000円となり、清掃センター大規模改修工事に伴う清掃施設整備事業債や、防災行政無線デジタル化整備事業に伴う防災施設整備事業債、旧岩和田保育所解体事業債、第2分団詰所建設事業用地購入に係る消防施設整備事業債、中学校のエアコン設置工事に係る学校施設整備事業債、矢田団地改修工事に係る公営住宅整備事業債等の発行により、前年度と比較し2億1,673万2,000円の増となりました。また、国庫支出金と同様、小中学校の冷房設備対応臨時施策となる学校施設整備事業債の1億2,110万円及び道路橋梁整備事業債の1,120万円は、翌年度に繰り越しております。

次に、歳出の決算状況でございます。

11ページをご覧ください。

歳出総額は38億4,265万8,000円で、前年度と比較し8,352万9,000円、2.2%の増となりました。

なお、執行率は翌年度への繰り越し事業費を除き98%でございます。

それでは、目的別歳出決算の主な特徴についてご説明いたします。

1 款議会費は、7,177万3,000円で、前年度と比較し48万3,000円の減となりました。議会日より発行経費のほか、会議録作成委託費や委員会活動等に係る事務経費です。

2 款総務費は、9 億555万2,000円です。主な内容は庁舎管理経費のほか、エビアミー号運行経費など住民の利便性向上への対応経費、防災行政無線デジタル化事業などに要する経費です。前年度と比較し1,113万5,000円増加しておりますが、地方創生推進交付金事業の開始等によるものです。

3 款民生費は、9 億1,721万4,000円を支出しました。各種福祉関係措置費や扶助費を初め、介護保険や国民健康保険など特別会計への法定繰り出しや、認定こども園等に係る児童施設運営費です。また、平成30年度からは高校生通学定期券購入補助制度を導入しました。国民健康保険特別会計繰出金等が減少しましたが、旧岩和田保育所解体工事の執行等により、前年度と比較し814万9,000円の増となりました。

4 款衛生費は、7 億5 万円で、前年度と比較し1 億5,747万1,000円の増となりました。主な内容は、生活環境保全経費のほか、子ども医療対策や町民の健康増進対策、清掃センター運営費やミヤコタナゴ保護費などです。増加の要因といたしましては、清掃センター施設補修工事の増加や工事期間中における可燃ごみ処理委託費の増加です。

5 款農林水産業費は、1 億24万円で、前年度と比較し1 億165万1,000円の減となりました。農業委員会運営経費を初め、農業振興対策、中山間地域総合整備事業負担金のほか、種苗放流など水産振興対策や、ため池ハザードマップの作成に取り組みました。前年度に比べ大きく減少しておりますが、国の補助金を活用した畜産・酪農収益力強化総合対策事業が平成29年度で終了したことによるものです。

6 款商工費は、1 億3,561万7,000円で、前年度と比較し932万3,000円の増となりました。商工会補助や町街路灯組合補助など商工振興経費のほか、観光イベント企画や町営プール運営費、月の沙漠記念館運営費など、地域の活力と経済の活性創出に対応しました。月の沙漠記念館のエアコン改修工事が主な増加要因です。

7 款土木費は、1 億5,732万5,000円で、前年度と比較し624万8,000円の増となりました。内容といたしましては、生活関連道路の維持、補修を初め、河川の維持、整備、公営住宅の管理

運営、町民の住宅リフォーム助成等です。増額の主な要因は、町営住宅矢田団地の外壁改修工事の実施による公営住宅管理工事請負事業費の増加によるものです。

8款消防費は、2億4,231万3,000円で、前年度と比較し1,941万8,000円の増となりました。支出の主な内容は、町消防団運営経費や広域常備消防負担金などです。平成30年度は第2分団詰所建設事業用地の購入や消防指揮車を更新したことで、前年度比が増となっております。

9款教育費は、2億6,002万6,000円です。主な内容は小中学校管理費を初め、公民館運営費や海洋センター運営費等です。平成30年度は、引き続き小中学校入学準備補助や高等学校大学等入学準備金補助、小中学生の修学旅行費補助を行い保護者の負担軽減に努めたほか、町内小中学校の学習環境の整備として、中学校の普通教室へエアコンを整備しました。また、社会教育振興施策としては、台風の影響により閉鎖していたB&G海洋センタープールの改修工事や、平成29年度にコート改修工事を行った御宿台公園テニス場に多目的トイレを新設するなど、スポーツを通じた生涯学習環境整備を推進し、教育費全体では前年度に比べ1,038万6,000円の増となりました。

10款災害復旧事業費は、737万2,000円で、前年度と比較し53万2,000円の増となりました。内容といたしましては、平成29年10月22日の台風22号による上布施地先の河川災害復旧事業と、平成30年3月9日の大雨による高山田地先の河川災害復旧事業です。

11款公債費は、3億4,517万6,000円で、前年度と比較し3,699万9,000円の減となりました。財政の健全化に取り組む中、平成4年度に借り入れた庁舎建設事業債や上水道事業出資債等が完済したことによる減少です。

以上で目的別歳出決算の概要説明を終わります。

なお、性質別歳出決算の状況につきましては決算概要の14ページにまとめており、分析及び特徴点については、17ページにかけて記述しております。また、財政指標等の状況や町債、町有財産の状況等については17ページ以降にまとめてございますので、ご参照ください。

以上、30年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、決算審査意見書におきましてご指摘いただいた事項は十分に分析を行った上で、今後の財政運営に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君）　ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君）　それでは、私のほうから平成30年度の御宿町一般会計歳入歳

出決算につきまして監査報告をいたします。

令和元年7月11日と12日、午前9時30分から役場会議室におきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書及び関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であると認められました。

なお、詳細につきましては平成30年度御宿町決算意見書によりご報告させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大地達夫君） 本日は議案第12号 平成30年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明及び監査委員報告までとし、質疑、討論、採決についてはあした4日に行います。

◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたします。

あした4日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時50分)